

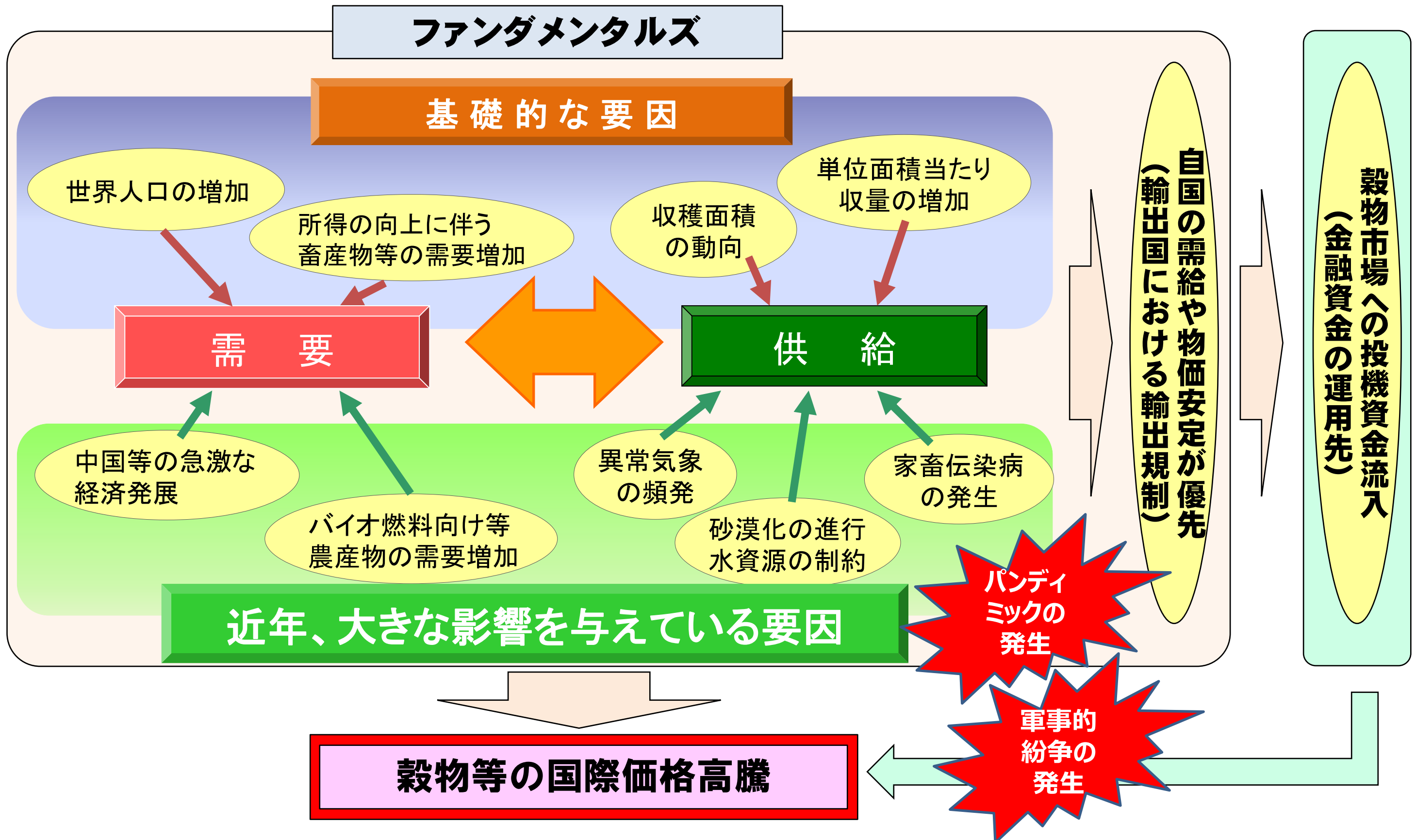
我が国の食料安全保障と 食料・農業・農村政策の展開方向

令和6年4月16日

参議院議員

しん どう かね ひ こ
進 藤 金日子

1. 食料をめぐる国際的な動向



2. 主要国（G7）の食料自給率の変化

②

（食料自給率（カロリーベース））

（穀物自給率）

（％）

主要国	1965年	2020年	増減	1965年	2020年	増減
フランス	109	117	+8	136	169	+33
アメリカ	117	115	▲2	122	115	▲7
イギリス	45	54	+9	62	73	+11
ドイツ	66	84	+18	66	103	+37
イタリア	88	58	▲30	72	63	▲9
カナダ	152	221	+69	179	189	+9
日本	73	38	▲36	62	31	▲31

（出典）農林水産省資料

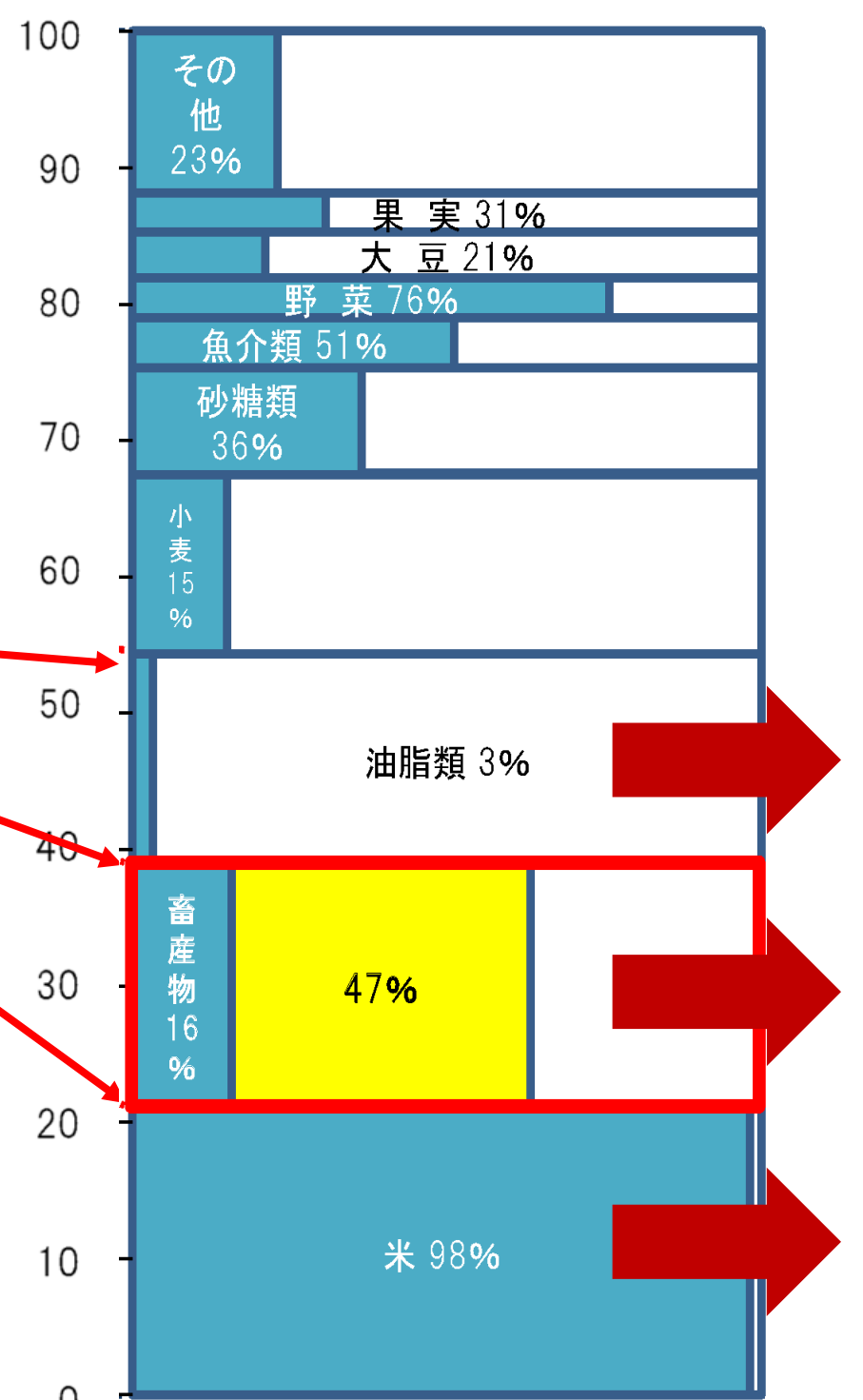
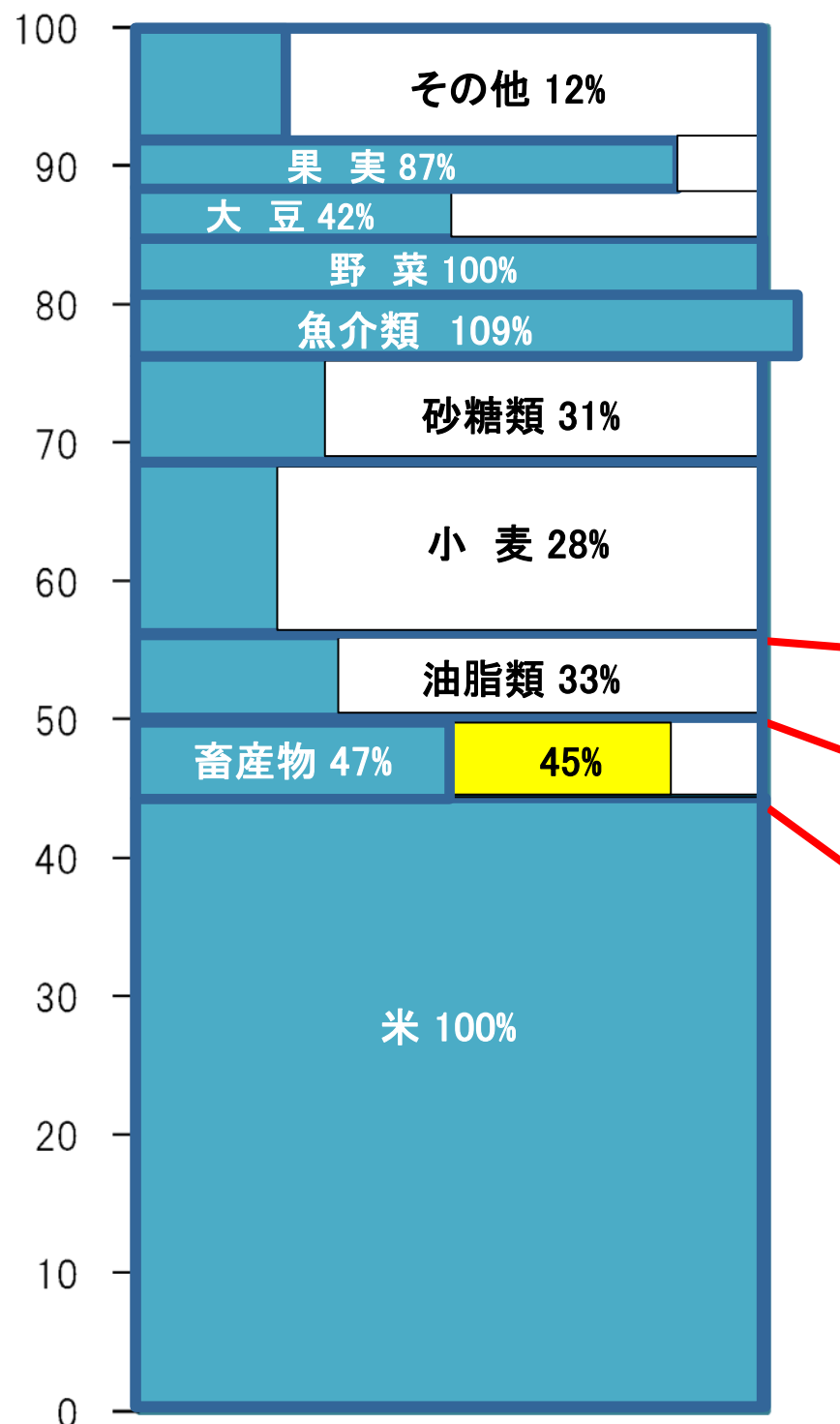
3. 食料自給率（カロリーベース）の変化

昭和40年(1965年)
食料自給率 73%

令和3年(2021年)
食料自給率 38%

総供給熱量 2,459 kcal / 人・日

総供給熱量 2,265 kcal / 人・日



凡例

輸入部分

輸入飼料による生産部分

自給部分

主な項目の
シェアの変化
1965→2020

油脂類 (2.5倍増)
6% → 15%

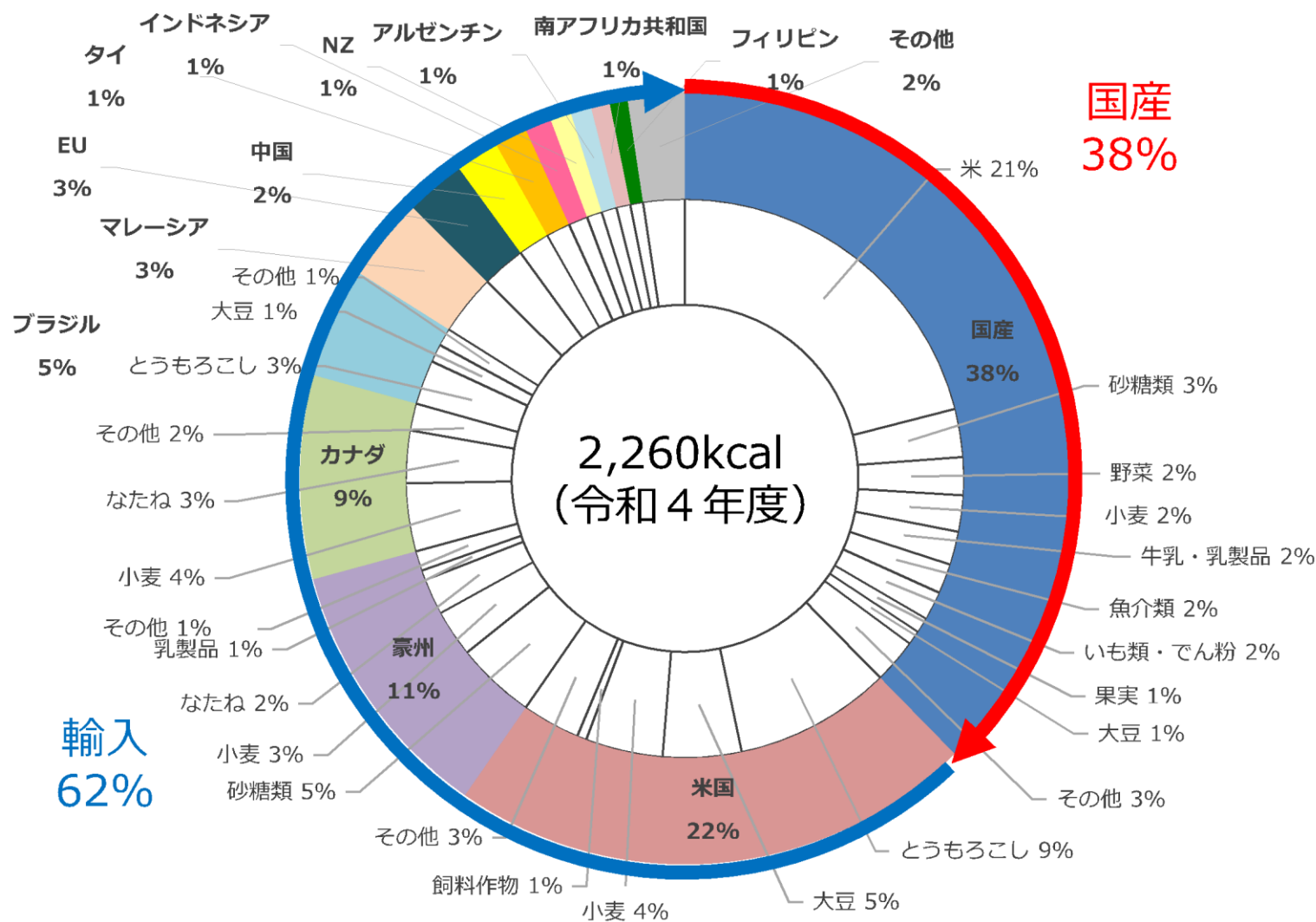
畜産物 (3倍増)
6% → 18%

米 (半減)
44% → 21%

4. 我が国の食料供給の状況（海外からの食料供給の状況）

- 我が国の食料供給は、国産（38%）と、米国（22%）、豪州（11%）、カナダ（9%）、ブラジル（5%）からの輸入で供給熱量の大部分（84%）を占めている。
- 我が国への輸出品目の多くは、自給率が100%を超えている。

我が国の供給カロリーの内訳（試算）：令和4年度



輸入先国の主な品目の自給率（2020年）

国名	主な品目の自給率（重量ベース）
米国	とうもろこし（110%）、大豆（180%）、小麦（154%）
豪州	砂糖類（362%）、小麦（226%）、なたね（229%）
カナダ	小麦（375%）、なたね（171%）、大豆（283%）
ブラジル	とうもろこし（147%）、大豆（204%）、鶏肉（140%）
マレーシア	パーム油（307%）
EU	牛乳・乳製品（108%）、豚肉（133%）、オリーブ油（130%）
中国	野菜（104%）、果実（99%）、魚介類（91%）
タイ	砂糖類（222%）、鶏肉（199%）
インドネシア	パーム油（258%）
NZ	牛乳・乳製品（217%）
アルゼンチン	とうもろこし（276%）
南アフリカ	とうもろこし（137%）
フィリピン	果実（136%）
メキシコ	豚肉（67%）、果実（124%）
チリ	魚介類（279%）
ロシア	魚介類（154%）
ルウエー	魚介類（206%）

注1：輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分は捨象した。
 注2：主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和4年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入量で按分して試算した。
 注3：輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域毎の輸入量（TDN（可消化養分総量）換算）で按分した。

注：各国・地域の主な品目の自給率は、FAO “Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算。

5. 主要穀物（需要と輸入）と肥料（輸入）の状況

【令和4年度】 <小麦>

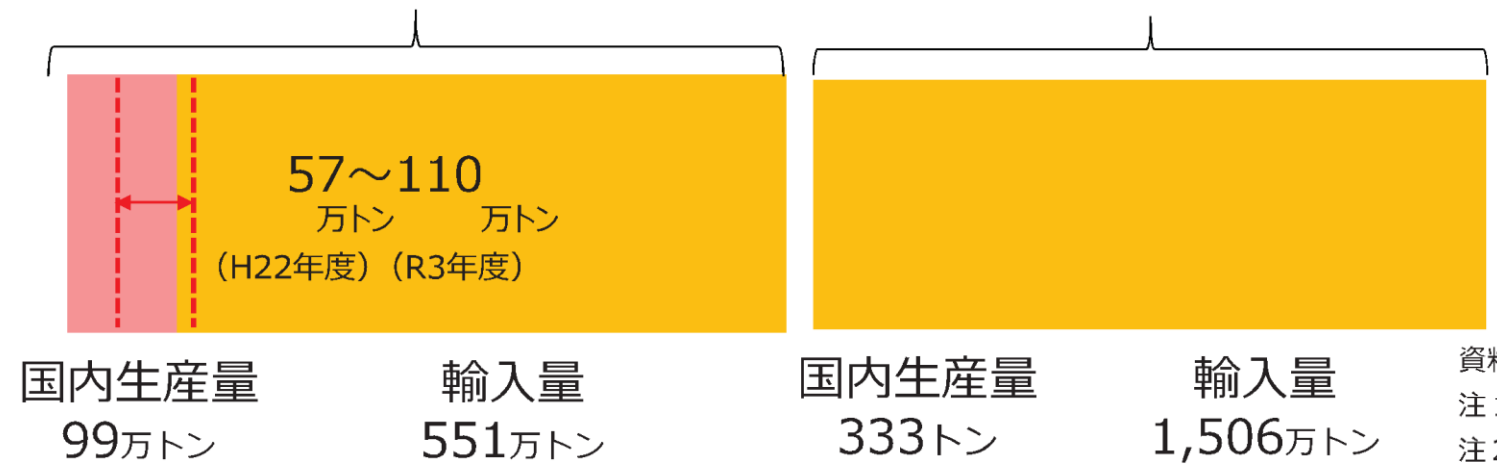
需要量 647万トン
供給量 651万トン

<とうもろこし>

需要量 1,495万トン
供給量 1,506万トン

<小麦>
○供給量の約85%が輸入に依存。

<とうもろこし>
○ほぼ全量を輸入に依存。



資料：農林水産省「令和4年度食料需給表」（概算値）

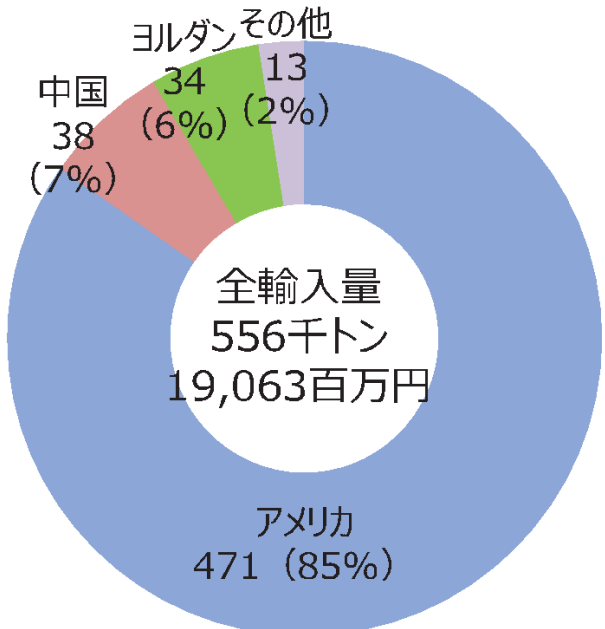
注1：豊凶変動を鑑み、過去20年（平成14年度～令和4年度）の国内生産量の最大値及び最小値を点線で示した。

注2：需要量と生産・輸入量の差は在庫の変動等による。

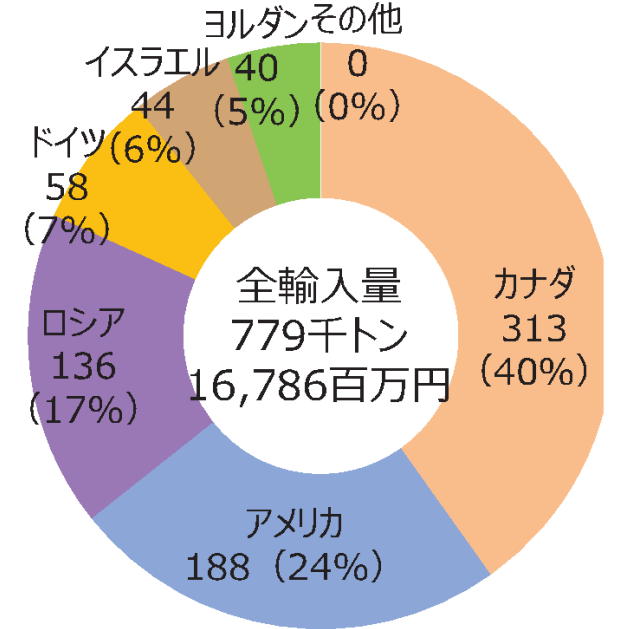
肥料原料の輸入状況

【1998肥料年度(1998.7～1999.6)】

りん安 (N・P)

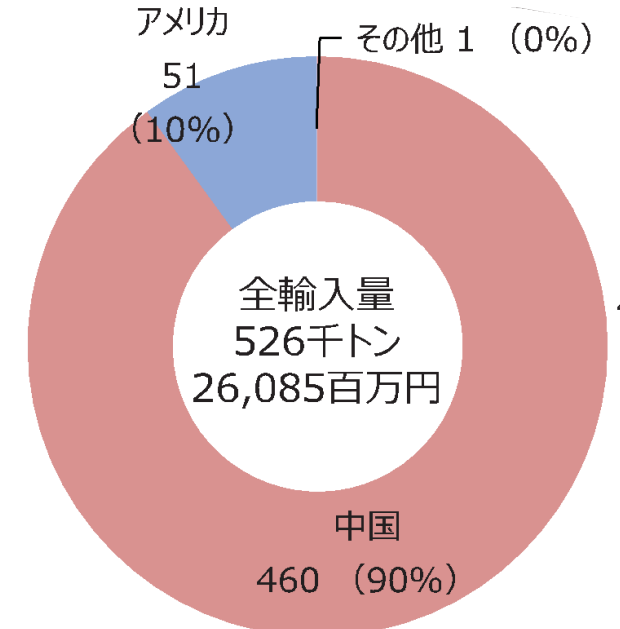


塩化加里 (K)

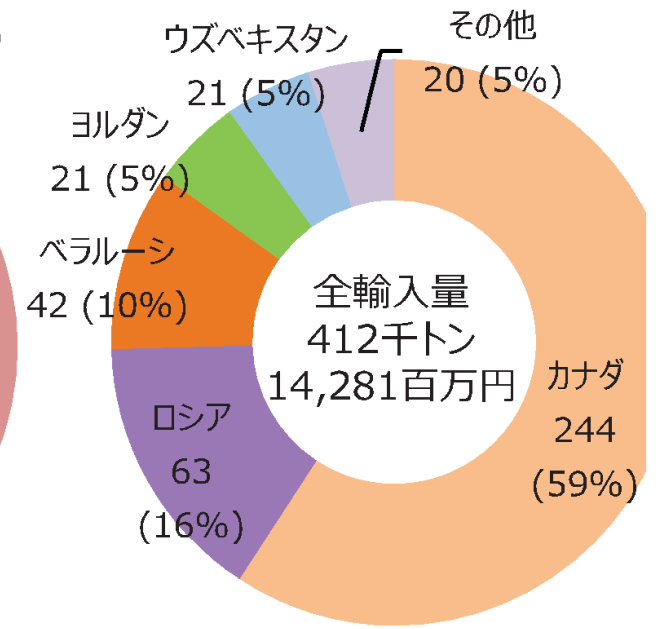


【2020肥料年度(2020.7～2021.6)】

りん安 (N・P)

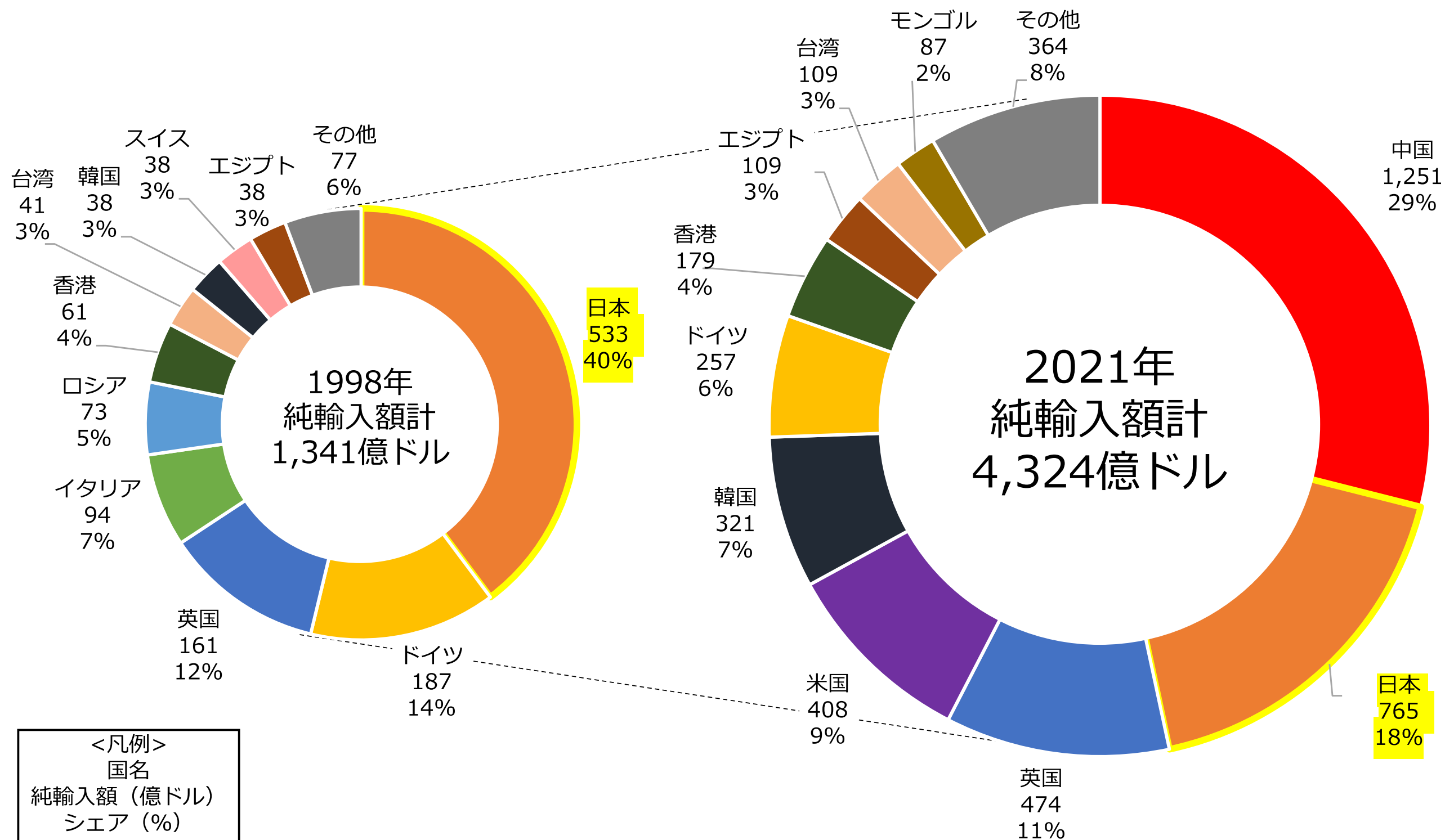


塩化加里 (K)



資料：財務省「貿易統計」を基に作

6. 農林水産物純輸入額の国別割合

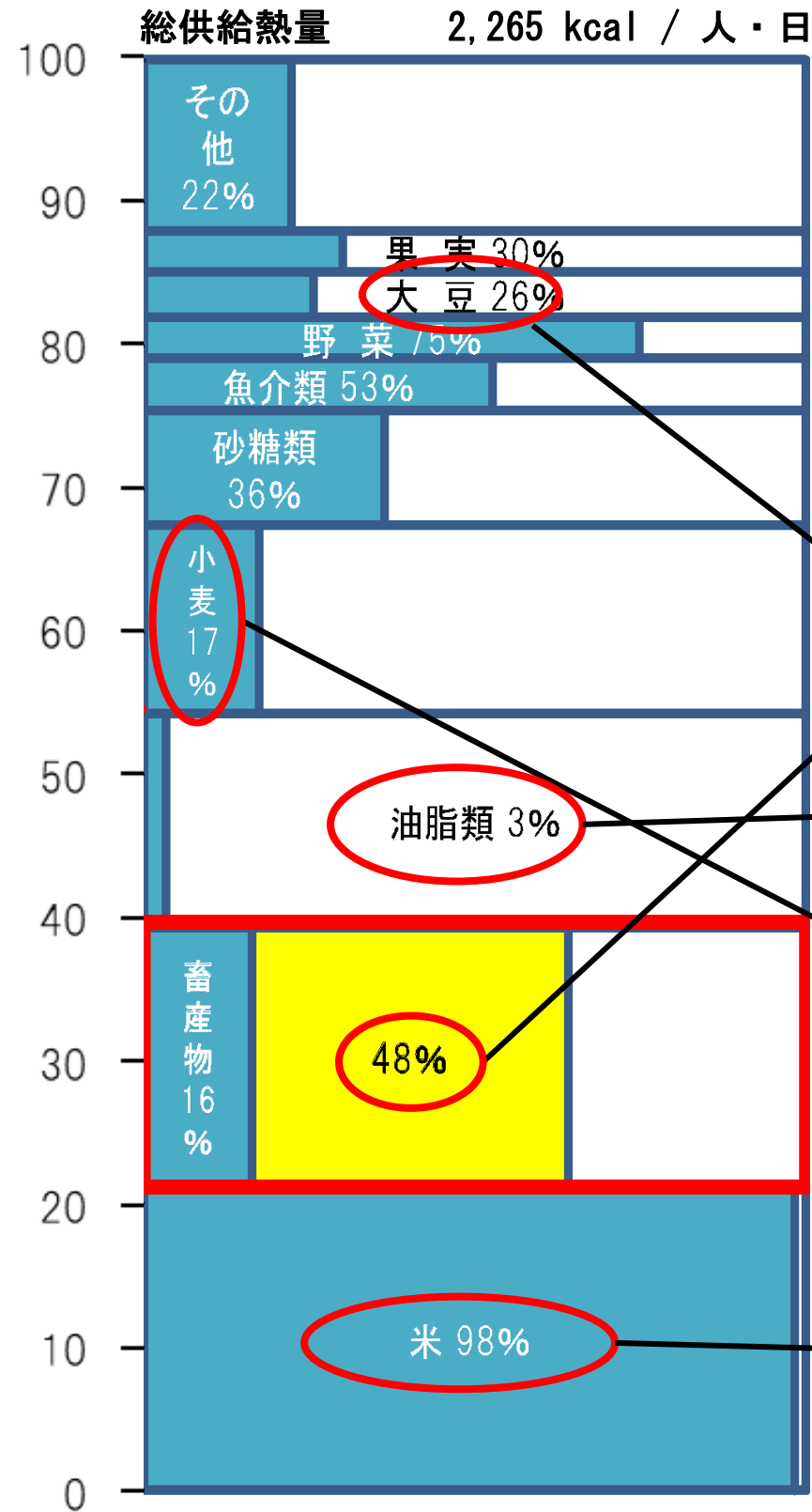


資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成

注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41カ国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

7. 食料安全保障政策の推進

(令和3年度：カロリーベース総合食料自給率38%)



食料安全保障政策推進の観点から、食料自給率向上を図るため、輸入を国内生産に置換える対策を重点的に実施すべき。

1. 輸入飼料を自給飼料に置換える対策

- ① 戦略作物助成(飼料用米,WCS用稲,飼料作物), 産地交付金
- ② 畜産生産力・生産体制強化対策事業
- ③ 草地関連基盤整備 等

2. 国産大豆の供給を強化する対策

- ① 戦略作物助成(大豆)、産地交付金
- ② 水田麦・大豆産地生産性向上事業 等

3. 国産麦の供給を強化する対策

- ① 戦略作物助成(麦)、産地交付金
- ② 水田麦・大豆産地生産性向上事業 等

4. 米の需要を拡大する対策

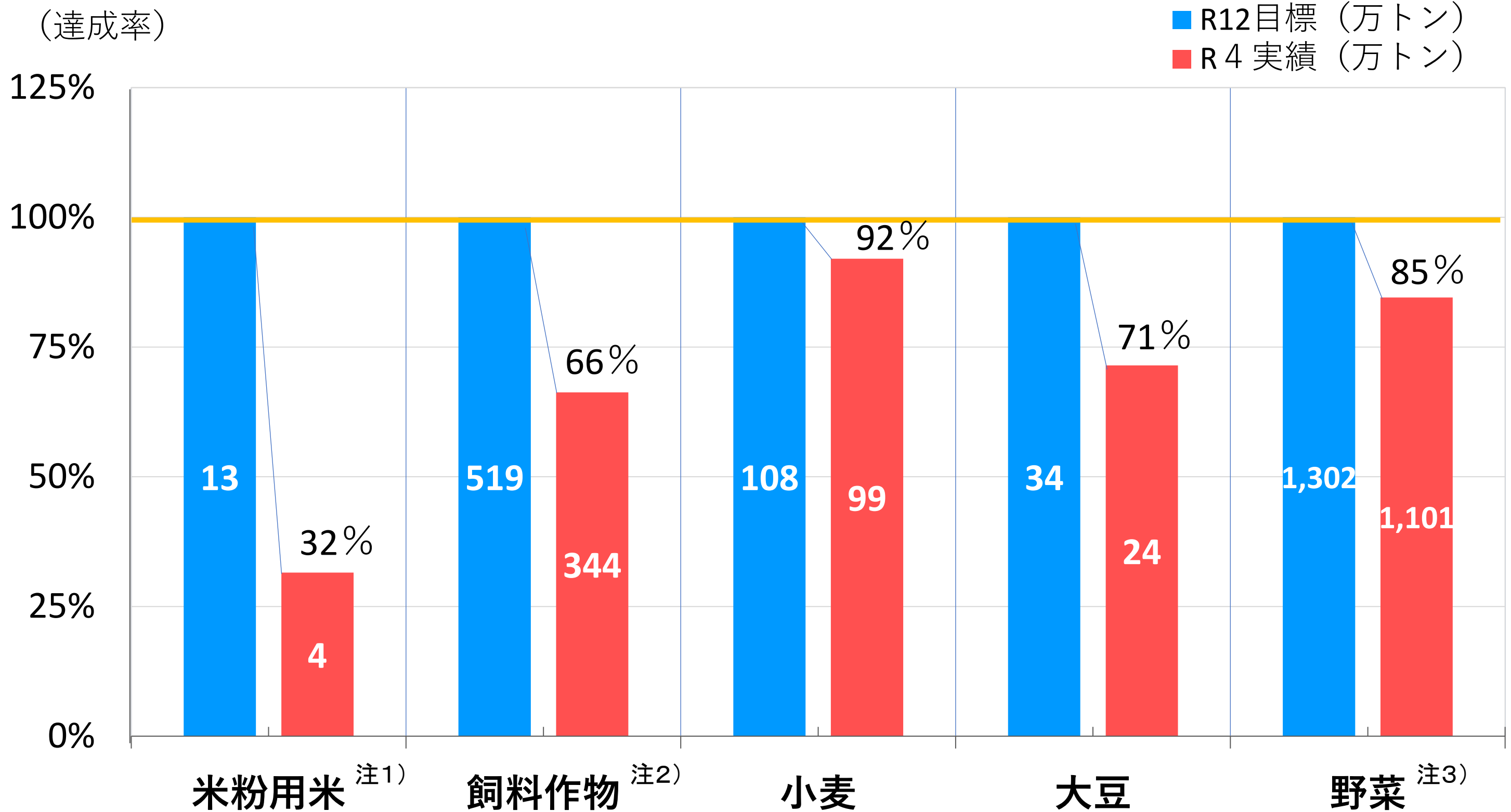
- ① 戦略作物助成(米粉用米)、産地交付金
- ② 食育推進、国産農産物消費拡大 等

凡例



※「食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業」なども実施
 注) 上記の戦略作物助成及び産地交付金は、水田活用の直接交付金のメニュー。

8. 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)における生産努力目標(令和12年)と実績



注1)・・・米粉用米については、R3実績値。

注2)・・・飼料作物については、TDN(可消化養分総量)万トン、R4の実績は概数値。

注3)・・・野菜については、R3速報値。

○ ご飯は経済的な食べ物

○ 茶わん1杯のご飯を炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、1,897円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約25円** となります。*



* 茶わん1杯のご飯は、精米65g使用、5kgあたり1,897円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和3年12月))で算出。




=

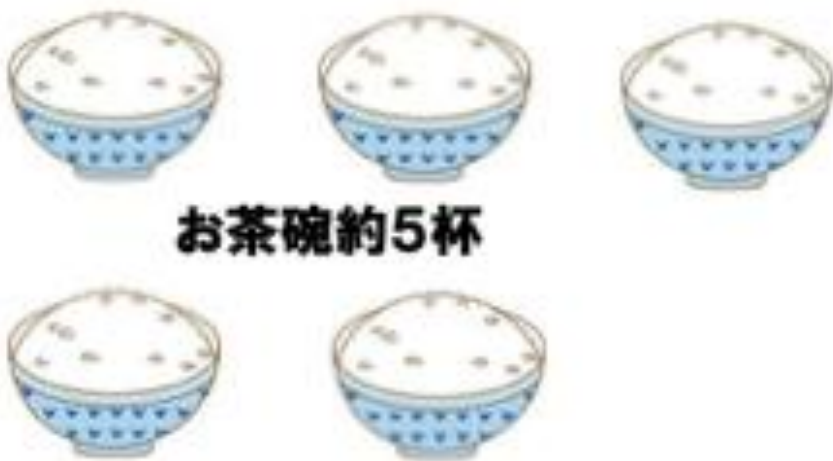


お茶碗約4杯

ミネラルウォーター(2リットル) 102円



=



お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

注) ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)」による2020年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

食料・農業・農村基本法(現行)

基本理念

食料の安定供給の確保

- ①食料消費に関する施策の充実
- ②食品産業の健全な発展
- ③農産物の輸出入に関する措置
- ④不測時における食料安全保障
- ⑤国際協力の推進

多面的機能の発揮

- 中山間地域等の振興

食料・農業・農村基本法(改正案)

基本理念

食料安全保障の確保

- ①食料消費に関する施策の充実
- ②食料の円滑な入手の確保
- ③食品産業の健全な発展
- ④農産物等の輸入に関する措置
- ⑤農産物の輸出の促進
- ⑥食料の持続的な供給に要する費用の考慮
- ⑦不測時における措置
- ⑧国際協力の推進

多面的機能の発揮

- 中山間地域等の振興
- 農地の保全に資する共同活動の促進

環境と調和のとれた食料システムの確立

- 環境への負荷の低減の促進

農業の持続的な発展

- ①望ましい農業構造の確立
- ②専ら農業を営む者等による農業経営の展開
- ③農地の確保及び有効利用
- ④農業生産の基盤の整備
- ⑤人材の育成及び確保
- ⑥女性の参画の促進
- ⑦高齢農業者の活動の促進
- ⑧農業生産組織の活動の促進
- ⑨技術の開発及び普及
- ⑩農産物の価格の形成と経営の安定
- ⑪農業災害による損失の補てん
- ⑫自然循環機能の維持増進
- ⑬農業資材の生産及び流通の合理化



農業の持続的な発展

11

- ①望ましい農業構造の確立
- ②専ら農業を営む者等による農業経営の展開
- ③農地の確保及び有効利用
- ④農業生産の基盤の整備及び保全
- ⑤先端的な技術等を活用した生産性の向上
- ⑥農産物の付加価値の向上等
- ⑦環境への負荷の低減の促進
- ⑧人材の育成及び確保
- ⑨女性の参画の促進
- ⑩高齢農業者の活動の促進
- ⑪農業生産組織の活動の促進
- ⑫農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進
- ⑬技術の開発及び普及
- ⑭農産物の価格の形成と経営の安定
- ⑮農業災害による損失の補填
- ⑯伝染性疾病等の発生予防等
- ⑰農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定

農村の振興

- ①農村の総合的な振興
- ②中山間地域等の振興
- ③都市と農村の交流等



農村の振興

- ①農村の総合的な振興
- ②農地の保全に資する共同活動の促進
- ③地域の資源を活用した事業活動の促進
- ④障害者等の農業に関する活動の環境整備
- ⑤中山間地域等の振興
- ⑥鳥獣害の対策
- ⑦都市と農村の交流等

基本理念

食料安全保障の確保（第2条）

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

環境と調和のとれた食料システムの確立（第3条） 多面的機能の発揮（第4条）

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

農業の持続的な発展（第5条）

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

農村の振興（第6条）

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表（第17条）
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する円滑な食料の入手のための確保（食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等）（第19条）
- ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開（第20条）
- ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進（第21条）
- ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護（第22条）
- ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進（第23条）
- ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施（第24条）等

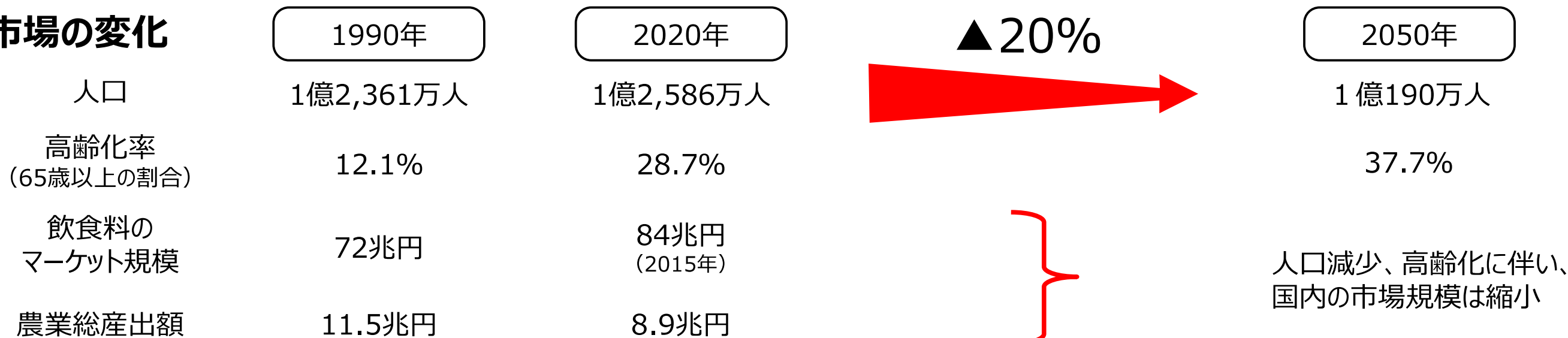
農業施策

- ① 担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け（第26条）
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実（第27条）
- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用（第28条）
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全（第29条）
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」（第30条）、
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」（第31条）、
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け（第32条）
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進（第37条）
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等（第38条）
- ⑩ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応（第41条）
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応（第42条）等

農村施策

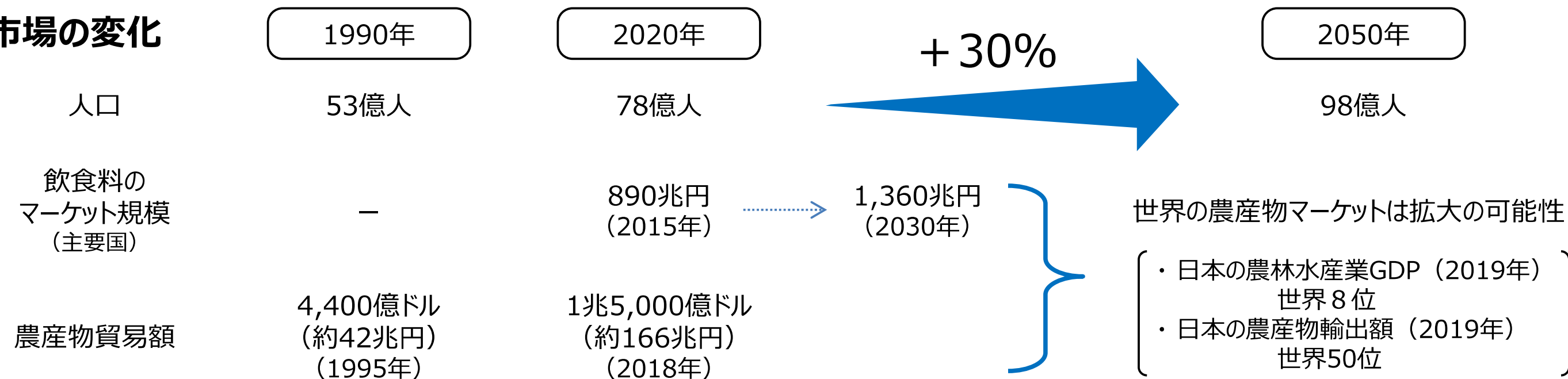
- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）（第44条）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（第45条）
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進（第47条）
- ④ 農福連携（第46条）、鳥獣害対策（第48条）
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備（第49条）等

国内市場の変化



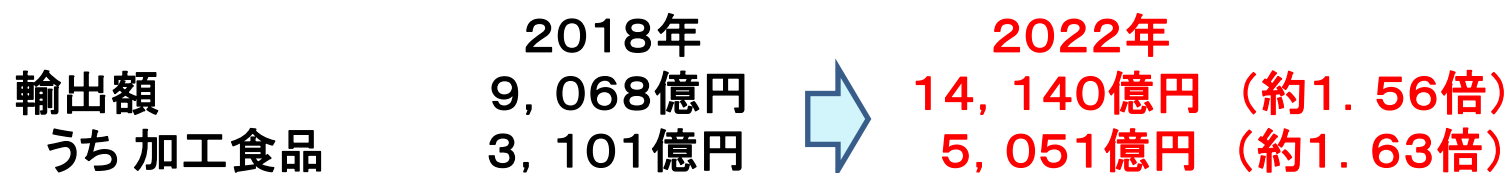
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む）」、「生産農業所得統計」

海外市場の変化



資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

農林水産物・食品の輸出額



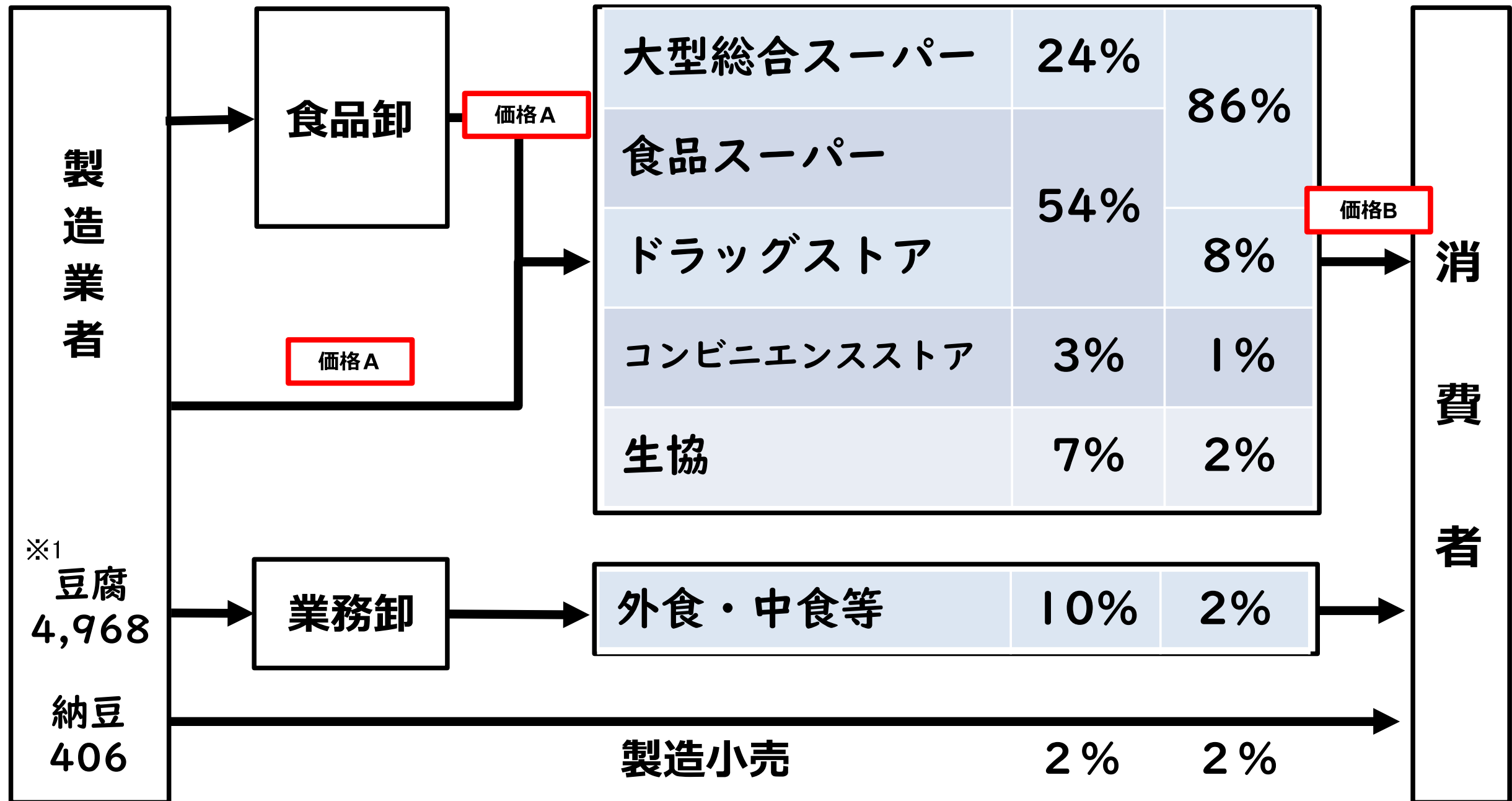
(テーマ1) 適正な価格形成について (豆腐、納豆)

* 「適正な価格形成に関する協議会／豆腐・納豆WG（農林水産省）での議論

- 流通は、製造→卸売→小売が基本であり、流通経路はシンプル。
- 製造業者は多いが、大手製造業者による事業継承の動きもみられる。

豆腐・納豆の流通経路

※2



※1 豆腐 4,968
納豆 406

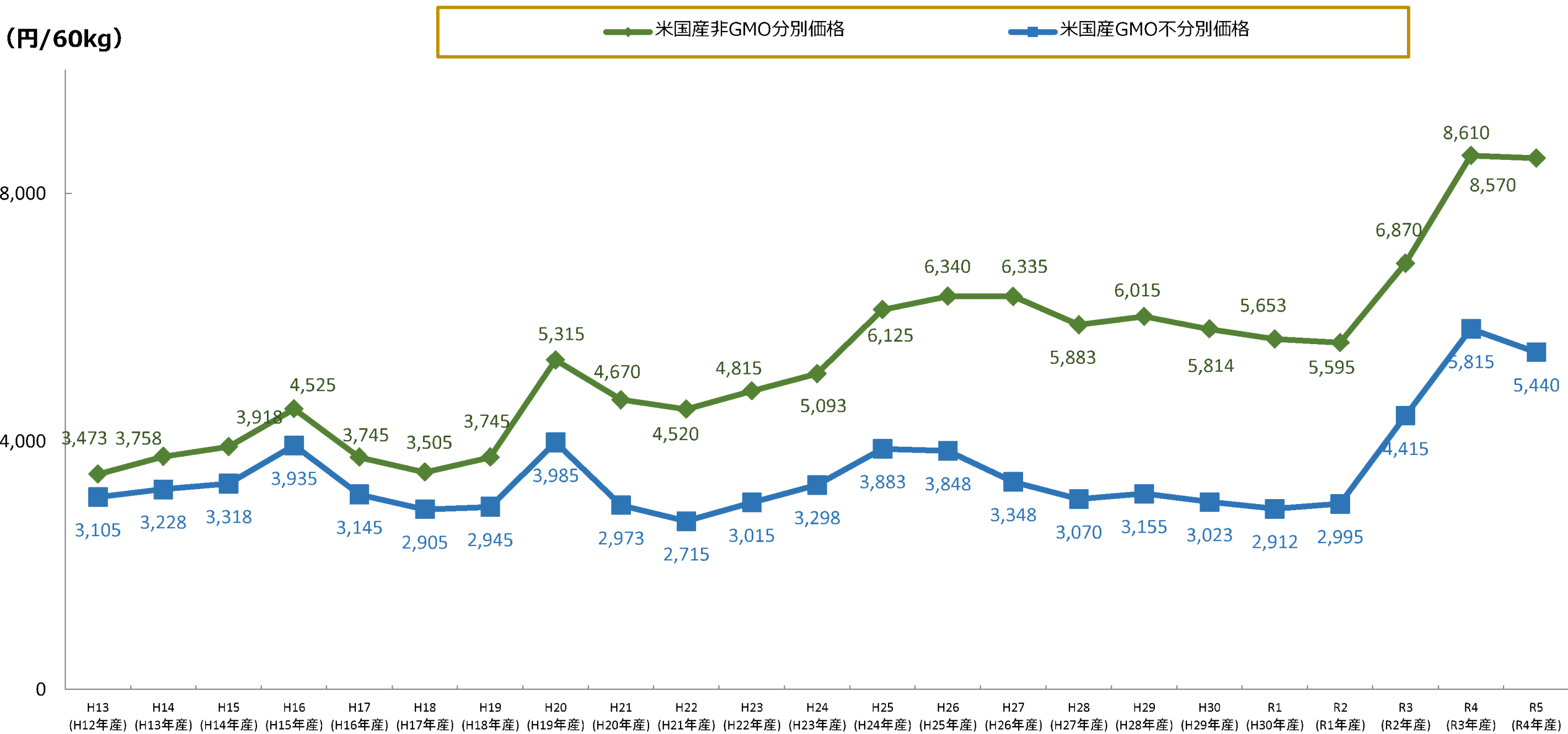
※1 製造業者数は、厚生労働省の許可施設数(2021年度)

※2 業態別販売割合は、日本豆腐協会調べ(2022年度)及び「納豆に関する一般消費者調査」2023年6月全国納豆協同組合連合会調べ

○ 原料である大豆の価格動向

○ 豆腐・納豆の主要原材料である大豆の海外産価格は、令和2年から令和5年にかけて1.5倍程度、上昇。

【大豆の海外産価格の推移】



注. 米国産非GMO分別及びGMO分別は、日経商品主要相場で暦年(R4は7月時点まで)による平均価格(税抜)。

- 令和3年から令和4年にかけて、豆腐の製造・販売に係るコストは総じて増加傾向。
- 他方、豆腐の販売価格は令和4年（2022年）以降、おおむね横ばい。
- 長期的に見ても、購入単価は低下を続けている。

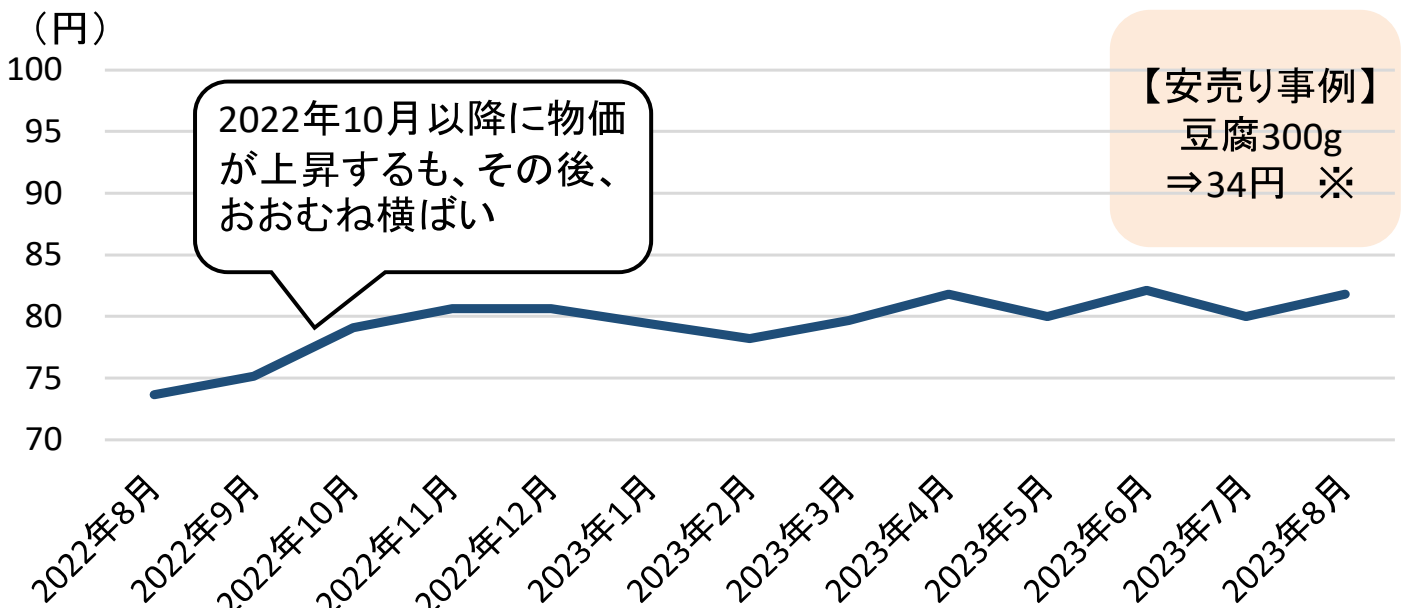
【豆腐の製造・販売に係るコストの変動
(令和3年から令和4年)】

	費目	変動率
原材料費	原材料費計	+29%
	大豆	+35%
	凝固剤	+4%
	消泡剤	+1%
製造経費		+8%
販管費		+3%
費用合計		+11%

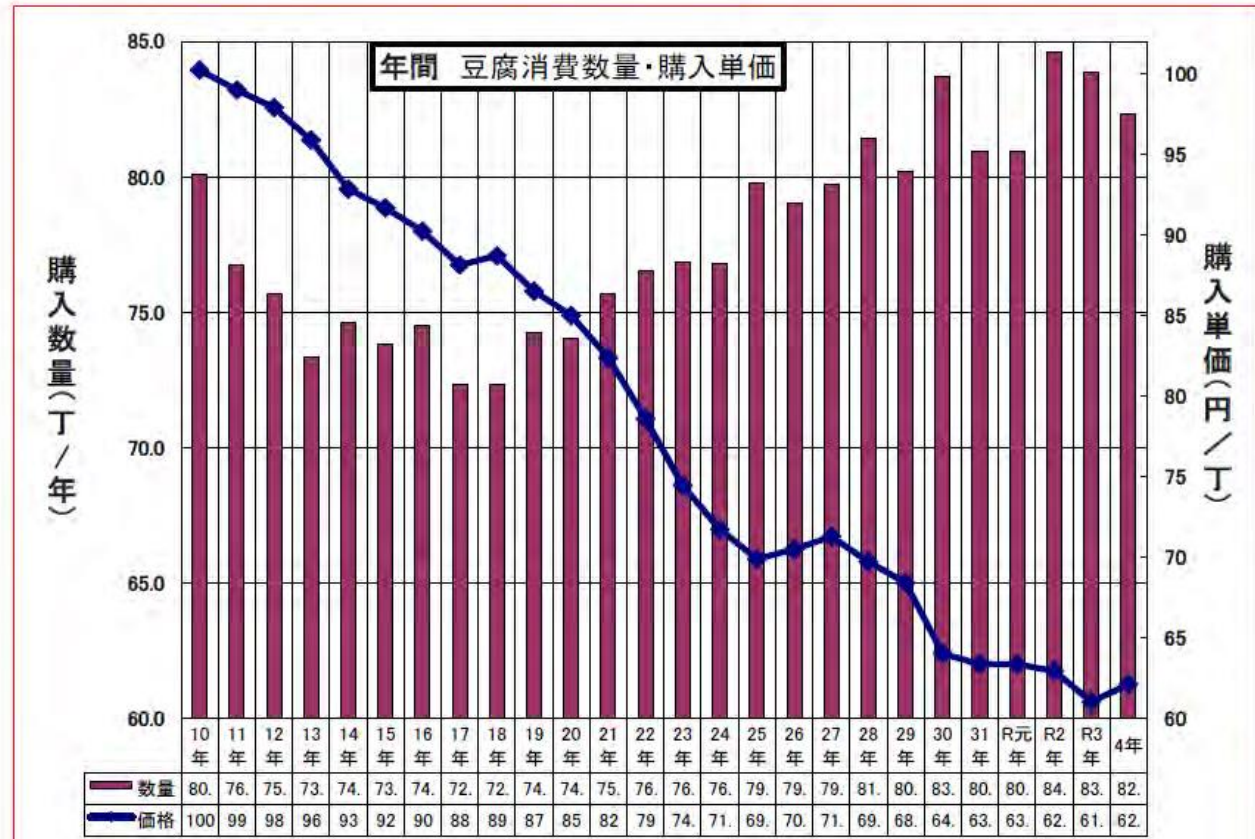
※1 変動率は、輸入大豆を使用した絹ごし豆腐（並）1丁について、各社・各商品の費用を平均したものの令和3年8月から令和4年8月における変動を示したもの。
 ※2 原材料費・製造経費・販管費の費用合計の回答のあった5社・5商品の平均。

注：農水省「令和4年度原材料等の価格上昇に伴う取引価格への転嫁等状況及び適正取引推進ガイドラインの活用状況調査委託事業報告書」抜粋

【豆腐（300g）当たりの価格】



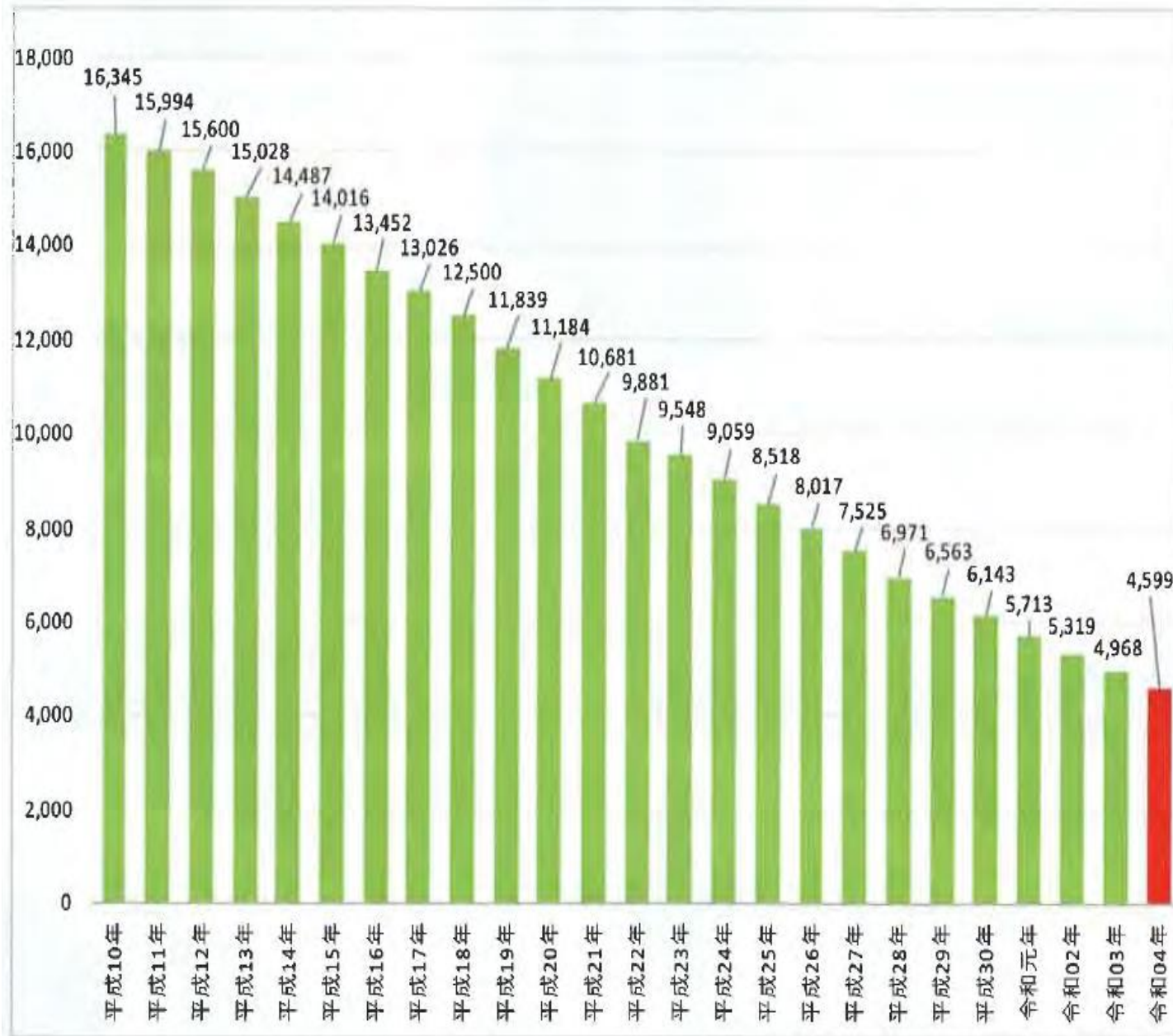
注：総務省「小売物価統計調査（動向編）の東京都区郡」にある1kg当たりの価格を300g当たりの価格に換算



出典：総務省「家計調査年報」（2人以上の世帯（平成11年以降は農林漁家世帯を除く））

- 豆腐製造事業所数は、長期的に減少傾向にあり、令和3年には5000施設数を下回る。
- 事業者からは、価格の低迷等を踏まえ、経営が苦境にあるとの声が上がっている。

【豆腐の製造事業所数の推移】



注：厚生労働省「令和4年度衛生行政報告例」「許可を要する食品関係営業施設数」豆腐製造業より、フードジャーナル社作成

【豆腐製造業者の声】

- 他の食品に比べて、小売価格が低いこと、小売業者のG Pが高いことが、豆腐・納豆製造業者の経営を圧迫する要因。
- 一部のドラッグストアやディスカウントストアで行われている、私共から見れば不当廉売（※）と思えるような28円、38円とかの廉価販売をやめていただくことが、豆腐・納豆の価値の底上げにつながる。
- （一部のドラッグストア等における廉価販売について、）一般的な豆腐一丁のコストに比べて、店頭でそれよりも安い価格で売っているという点が異常さを表していると言えると思う。
- 平成5年比で輸入大豆の国際価格は3倍、国産価格は2倍になっているが、豆腐の価格は、下がり続けている。製造事業者はコストカットの努力を重ねてきたが、とうに限界を越しており、利幅が縮小し、多くが採算ギリギリ、赤字体質の状態に置かれている。
- 事業者が減っていくなかで事業者の生産量も増えていった。しかし、生産能力があり安く提供できる体制を持つメーカーでは、価格を武器にシェアを取りに行き、全体の取引価格を引き下げているようなことも起こっている。
- 消費者の中に、「豆腐は安いものだ」という意識が根付いたことは、我々の業界自身にも問題があるが、このままでは一部の大手メーカーのみが残り、中小・零細事業者はなくなってしまう。
- 中堅のメーカーが価格改定をお願いしに行ったところ、取引先から断られ、当該取引先の依存度が高かったこともあり、あえなく倒産したという事例がある。

注：第1回・第2回のWG議事要旨や関係者へのヒアリングを基に農水省作成

（※）不当廉売・・・独占禁止法においては、「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの（第2条第9項第3号）」及び「不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること（不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項）」を、不公正な取引方法として禁止している。

○ 納豆事業者を取り巻く状況について ①

- 平成30年から令和5年までに納豆の製造コストは2割程度上昇（1商品当たりの単価は14%しか上昇せず、十分な価格転嫁とは言い難い状況。）
- 納豆の販売価格は、令和4年（2022年）3月に上昇するも、その後、下落。

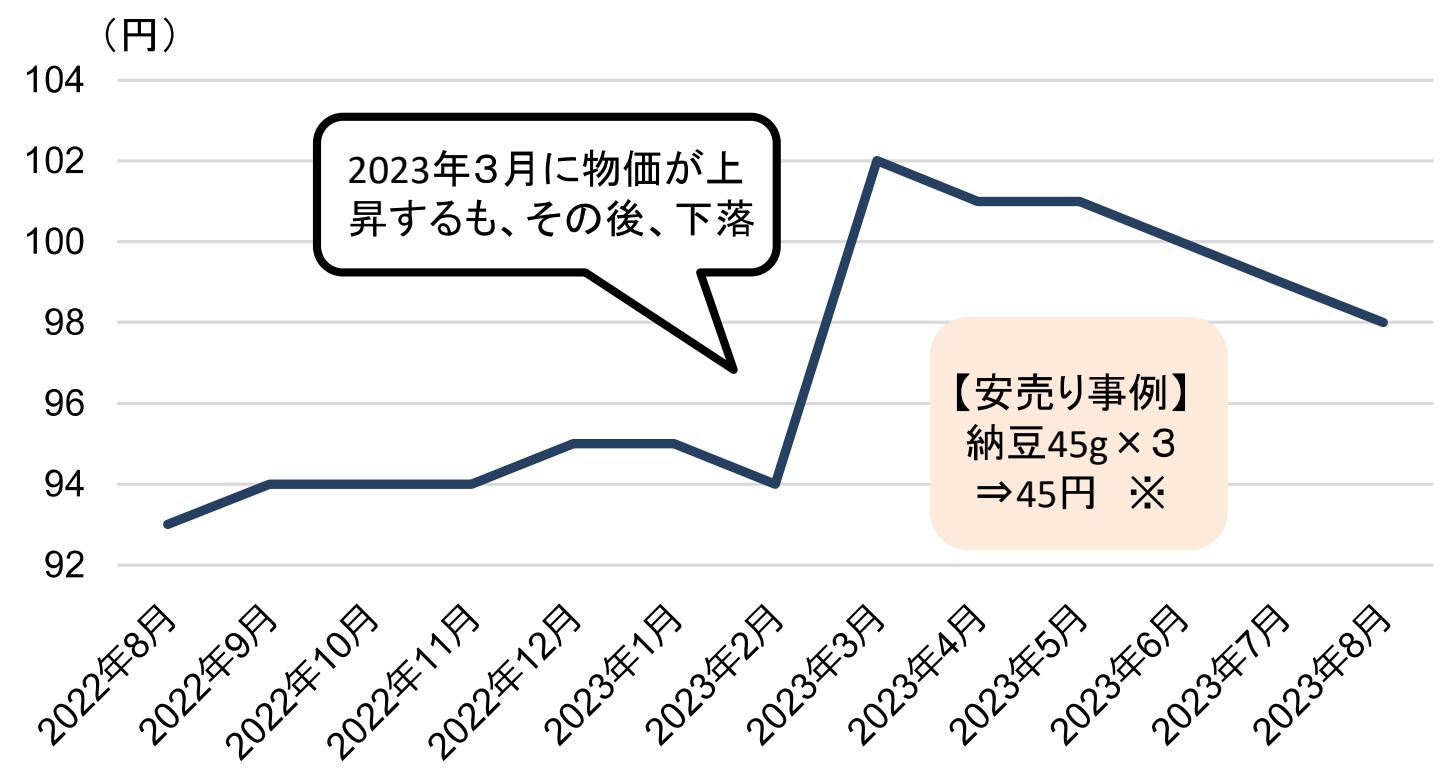
【納豆の製造・販売に係るコストと価格の変動の事例（平成30年から令和5年）】

費目	変動率
原材料費	+26%
製造経費	+22%
販管費	+13%
費用合計	+22%

↕

1商品当たりの単価は
14%しか上がらず

【納豆（1パック45g×3等）当たりの価格】



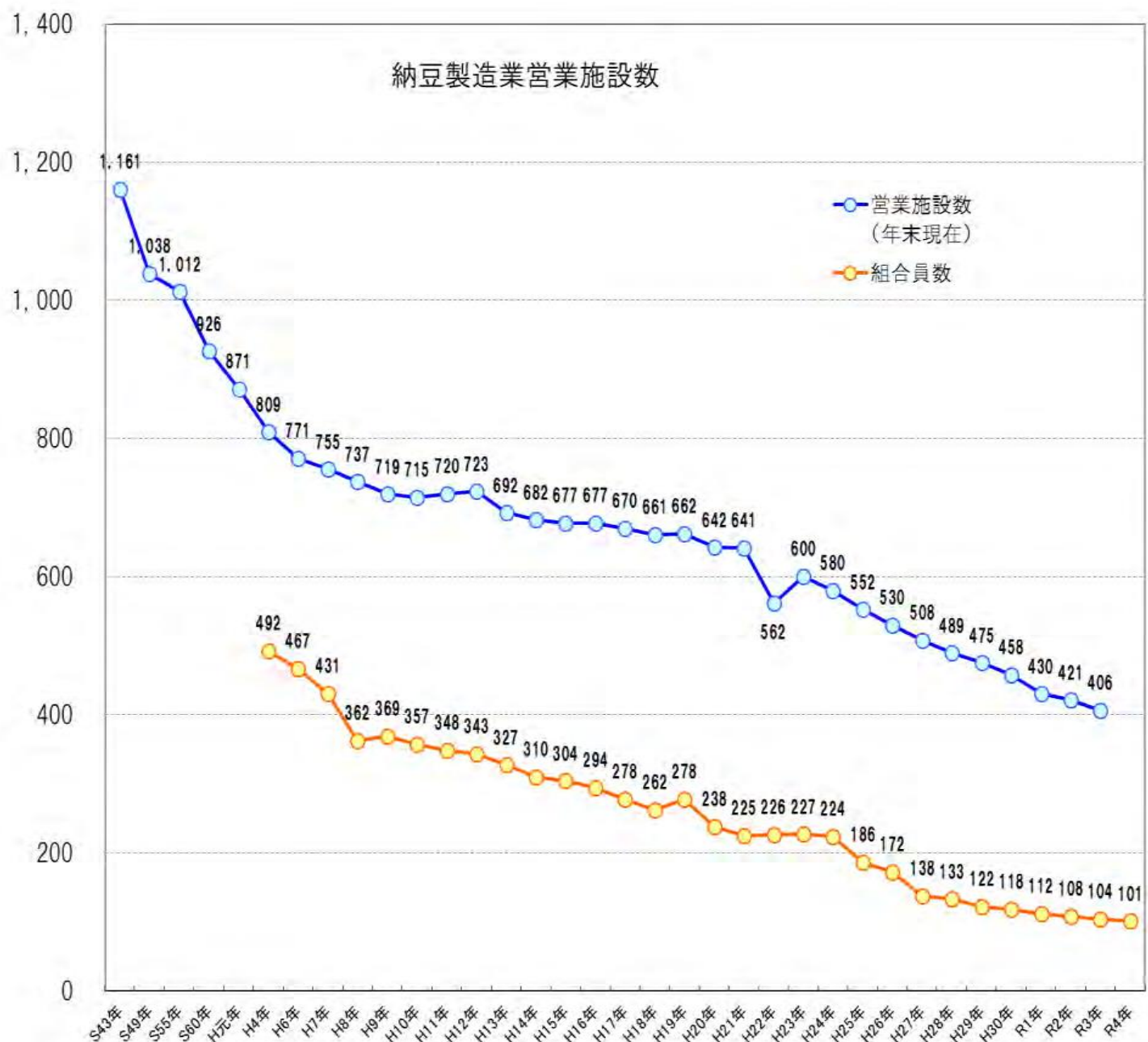
資料：総務省「小売物価統計調査（動向編）の東京都区郡」を基に作成
※農林水産省調べ

注：関係者によるヒアリングを基に農水省作成

○ 納豆事業者を取り巻く状況について ②

- 納豆製造営業施設数は、過去30年にわたり減少傾向にあり、令和3年には406製造所。
- 事業者からは、価格の低迷等を踏まえ、経営が苦境にあるとの声が上がっている。

【納豆製造営業施設数の推移】



【納豆製造業者の声】

- 価格を上げてほしいと言っても、流通側の戦略なり考えに合わせて値段を決められている。
- 1度値段を決めたら、何かなければずっと同じ値段というのが基本。
- ディスカウントストア、さらにドラッグストアが豆腐・納豆を販売しているところ、客寄せのための価格設定を行っており、この価格にスーパーの価格も引っ張られていると理解。
- 2023年の原材料価格は、2019年比で概ね1.5倍となっているところ、価格転嫁しても、店頭価格の上昇率は6.75%に留まっている。
- (納豆の売場構成比のほとんどが特売であるという見解について、) 健全な状態ではない。これはもう続かないと皆さん感じているだろう。
- 豆腐・納豆業界には、まだまだ中小が多数いて、適正な利益を上げているところは少ないと思われ、再投資できていないメーカーの方が多い。そのため、将来の継続性の観点では疑問符がつく。
- 大手メーカーと量販店双方に「納豆は99円以下で売りたい」という思惑がある。中小メーカーの経営は圧迫されている。

注：第1回・第2回のWG議事要旨や関係者へのヒアリングを基に農水省作成

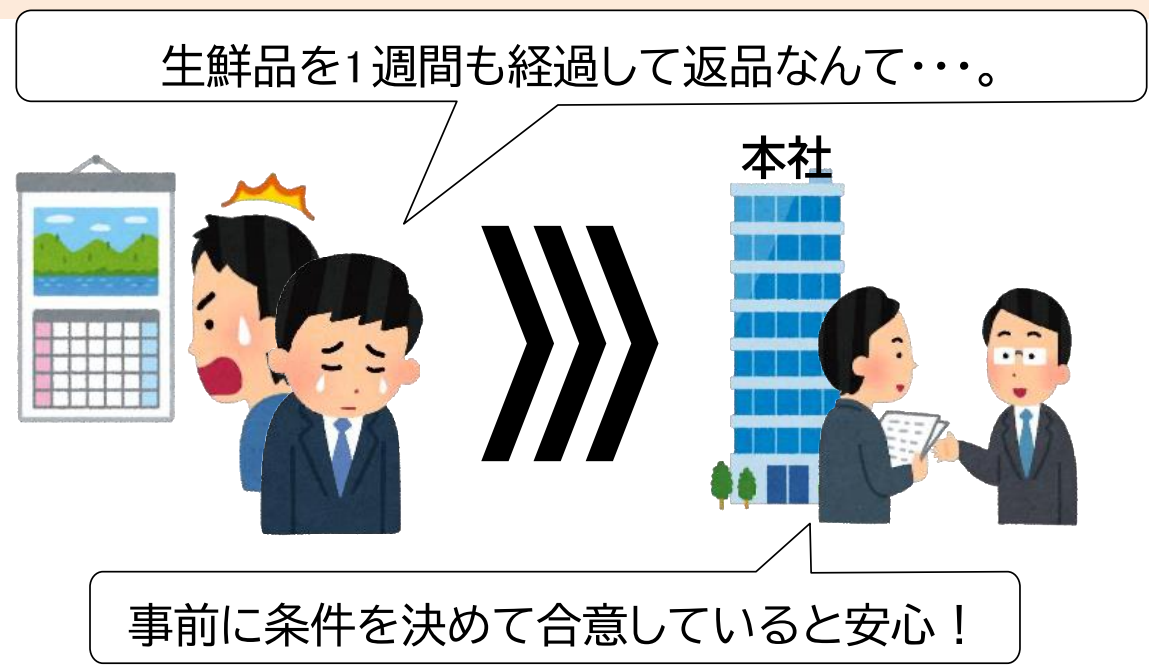
○ 卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食品等の取引の適正化に向けたガイドライン

① 不当な返品、納品価格の不当な引き下げ

小売業者から仲卸業者等への不当な返品

×【問題となりえる事例】

- ・一部の品質が悪いとの理由で全部返品された。
- ・バーコードを貼って陳列してから返品された。
- ・納品して1週間後に品質が悪いと返品された。



○【望ましい取引事例】

- ・傷んだ1粒だけ除去して販売してもらった。
- ・返品前に必ず写真を送信してもらうことで改善した。
- ・店舗担当者でなく、本社バイヤーに相談して改善してもらった。
- ・申出期限など返品条件を書面で事前に交わした。

客寄せのための納品価格の不当な引き下げ

×【問題となりえる事例】

- ・セール時に一律で半額に値引きを要請された。
- ・別の取引先の価格を引き合いに値下げを一方的に要求された。



○【望ましい取引事例】

- ・納価割れ販売の実態を説明し、納得を得た。
- ・安売りばかりする小売業者との取引を見直した。

② 取引価格の一方的な決定、説明のない協賛金の負担要請

物流費、エネルギーコスト等上昇時の取引価格の一方的な決定	説明のない協賛金(リベート)の負担の要請
------------------------------	----------------------

✖【問題となりえる事例】

- ・労務費、物流費等の高騰で資料を基に値上げ要請をしたが、販売価格を一方的に据え置かれた。
- ・季節商品の値上げ要請をしたが、すぐ取り合ってもらえず、時期が終わってしまった。

✖【問題となりえる事例】

- ・協賛金、物流費など用途不明で算定根拠を全く説明されない。
- ・新事業のため会費を支払うよう要求され、断ると取引を打ち切られた。



○【望ましい取引実例】

- ・価格上昇を数字に基づいて説明し、取引価格の上昇につながった。
- ・物流費等の上昇を継続的に交渉し、価格改定につながった。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）」により、発注者である小売業者には、定期的に労務費の転嫁について協議する場を設け、協議することが求められている。

また、公正取引委員会では、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & A及び「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」で、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることを明確化している。

○【望ましい取引実例】

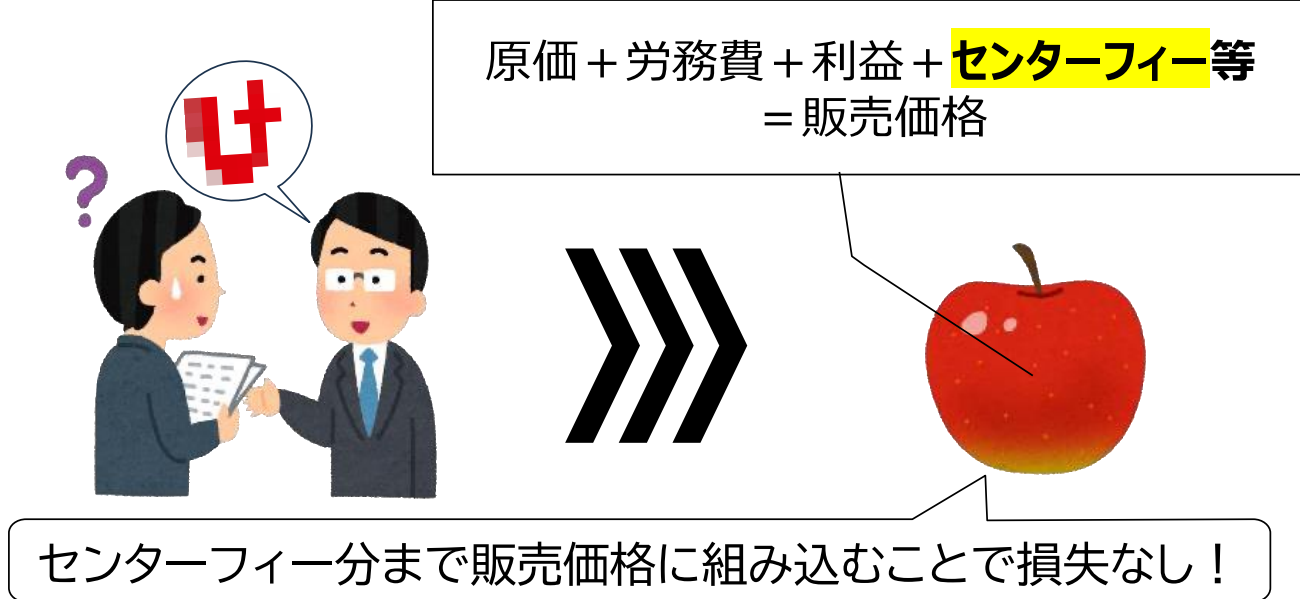
- ・十分に協議し、算定根拠とともに協賛金を決定し、書面合意する。
- ・一方的な要請には応じないよう社内ルールを決めている。

③ 一方的なセンターフィー等の負担要請、システム使用料等の過度な徴収

一方的な物流センター使用料 (センターフィー) 等の負担の要請

✖【問題となりえる事例】

- ・明確な説明がないままセンターフィーの設定料率を上げられた。



○【望ましい取引事例】

- ・採算が合わない場合はセンターフィーの改定を申し入れている。
- ・センターフィーは販売価格に組み込む形で交渉する。センターフィーの値上げによる実質値下げには応じない。
- ・直接店舗配送の効率性をデータで説明し、センター経由と使い分けしている。

受発注に関するシステム使用料等の過度な徴収

✖【問題となりえる事例】

- ・小売業者から取引を開始する条件として、仲卸業者等の利益となることが示されることなく、オンラインシステムの開発費用や月次の使用料の負担を求められる。



○【望ましい取引事例】

- ・システム使用料に関し、取引開始段階で双方合意した内容のみ対応している。
- ・システム使用料と取引高を比較検討し、不利益になる場合には取引自体を断った。

④ 物の購入強制、従業員派遣等の過度な要請

物の購入強制	従業員の派遣や役務の提供の過度な要請
--------	--------------------

✖【問題となりえる事例】

- ・恵方巻などシーズンイベントごとに商品購入の催促があり、達成できない場合、取引商品を外すなど報復があるように匂わせてくる。

✖【問題となりえる事例】

- ・小売業者の新規開店の際、従業員の派遣や人件費の負担を要請された。
- ・新規開店の際、バックヤードで寿司を作るよう要請された。

今後の取引を断られそうで購入してしまった…。



従業員派遣に人件費負担なんてあんまりだ…。



○【望ましい取引事例】

- ・小売業者が一方的な斡旋をなくし、仲卸業者等側から希望があった場合に限り購入を案内している。

○【望ましい取引事例】

- ・小売業者は仲卸業者等に対し取引商品の販売業務に係る応援要請をした際、当該応援要請を受けられるかについて、日当や宿泊費、交通費、弁当など派遣に必要な費用を支払うとしたうえで、曜日の選択などを十分に協議した上で決定した。

⑤ 十分に説明のない取引条件の変更等

十分に説明のない取引条件の変更等

×【問題となりえる事例】

- ・新店舗へ急遽サービスで配送するよう依頼された。
- ・色むらを突然指摘され、商品価格を引き下げられた。
- ・いつもと産地が異なるだけで返品になった。



○【望ましい取引事例】

- ・商品の条件や配送のパターンを明確にし、合意内容を書面で交わした。

本ガイドラインの概要

- 小売業者と仲卸業者等との間に交渉力の差がある中で、仲卸業者等から「小売業者との間における生鮮食料品等の取引において適正化を図るべき事例が存在しているのではないか」との意見が出されたことを踏まえて、農林水産省として食品等流通調査を実施。
- 調査の結果、不当な返品など独占禁止法等の観点から問題となり得る事例が明らかになったことから、食品等流通に基づく措置として本ガイドラインを策定。

2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させる政府目標達成に向け、今回の施策パッケージに盛り込まれた施策を中心に、関係府省庁が地方公共団体や関係民間団体とも連携しながら来年度中に着実に実行し、来年度末に予定している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2020年3月31日閣議決定)の見直しに反映させる。

●食品ロス量 ※コロナ禍影響年を除く直近5か年(平成27年～令和元年度)平均614万トン(家庭系:280万トン 事業系334万トン)

2021年度:523万トン ※家庭系:244万トン 事業系:279万トン

目標値:489万トン ※家庭系:216万トン 事業系:273万トン

● 施策パッケージの主な内容とその後の施策の展開方向

主な施策項目		2023年度	2024年度	2025～2029年度		
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(2020年3月31日閣議決定)		※基本的な方針見直し(閣議決定)		改定基本的な方針に基づく施策の展開		
未利用食品等の提供 (食品寄附)の促進	食品の期限表示の在り方	期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態調査、検討会を通じた「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直し、その際「まだ食べることのできる食品」の取扱いについて具体的に検討 [消]		新たな期限表示ガイドラインを踏まえた施策の展開		
	食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化	<ul style="list-style-type: none"> 一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者(寄附者、フードバンク等)を特定するためのガイドライン(食品寄附ガイドライン)の官民による作成(関連モデル事業の実施) [消、農、環、厚、こ、法] 食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みに関する官民協力の下での検討 [消] 食品関連事業者に対する税制上の取扱いや優良事例の周知・発信 [農、消] 		一連の施策実行後、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品寄附活動の促進による食品寄附への社会的信頼の向上し、その上で、食品寄附実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサス醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について最終受益者の被害救済にも配慮して法的措置を講じる		
	フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援 (※別紙参照)	先進的なフードバンクへの輸配送等支援 [農]、地方自治体や食品事業者、フードバンク、福祉に関する関係者等が連携して、買物困難者や経済的に困窮している者への食料提供を円滑にする地域の体制づくり支援 [農、こ、厚]、食品の無償提供に関わる多様な主体のデータ連携に関するモデル事業の実施 [消]、重層的支援体制整備事業等を活用したフードバンク団体等・地方自治体等の連携促進 [厚]、食事の提供等を行うことも食堂の支援 [こ]		寄附食品の管理・流通体制の高度化、地域現場のニーズとの連携の取組の推進		
外食	食べ残しの持ち帰り促進	消費者の自己責任を前提としつつ協力する飲食店等が民事・食品衛生上留意すべき事項を規定するガイドライン(食べ残し持ち帰りガイドライン)の策定(関連モデル事業の実施) [消、農、環、厚、法]		食べ残し持ち帰りガイドラインを踏まえた食べ残し持ち帰りの意識変化の推進		
食品廃棄物の排出削減の促進	事業系	企業の排出抑制の具体的取組の公表	食品業界・消費者・行政が構成員となる「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」の設置、商慣習(納品期限、賞味期限の安全係数・大括り表示等)の見直し等に係る取組の促進 [農]		事業系食品ロス削減対策の更なる強化	
		1/3ルール等商慣習見直し促進				
		食品のリユース促進				
	家庭系	食品ロス状況把握と削減策促進	家庭系食品ロス発生要因の分析、家庭系食品ロスの効果的削減策に関する手引きの作成 [環]		家庭系食品ロス削減対策の更なる強化 ライフスタイルの変革促進	
		国民運動「デコ活」によるライフスタイル変革促進	デコ活の推進、新しい豊かな暮らし製品・サービス実装支援、デコ活アクション呼び掛け [環]			
		期限表示の正しい理解の促進	賞味期限の愛称(「おいしいめやす」)の周知 [消]			期限表示の理解促進
	その他	経済損失と環境負荷試算	算出法確立	食品ロス量と併せて経済損失と温室効果ガス排出量の試算値を公表 [消、農、環]		
		地域主体モデル事業取組強化	サーキュラーエコノミー地域循環モデル構築 [経]、食品廃棄ゼロエリア創出 [環]		サーキュラーエコノミー加速化、食品廃棄ゼロエリア創出	
		学校、保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大	栄養教諭を中核とした指導の充実 [文]、栄養教諭に係る定数改善と計画的な採用等の働きかけ [文]、保育所・認定こども園・幼稚園への栄養士・栄養教諭の配置支援 [こ、文]			
国主催イベント等での削減取組		2025大阪・関西万博啓発手法検討、資材開発 [消]		2025大阪・関西万博、園芸博会場での啓発		
	ICT等の活用	ICTを活用した売れ残り等の課題解決 [農]、サプライチェーン効率化のための調査・実証・啓発 [経]				

二〇三〇年度までの半減目標の達成

(別紙) フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援

地方消費者行政強化交付金 (消費者庁)

地方公共団体が実施する食品ロス削減推進の取組として、フードバンクやフードドライブ活動等を支援する。

※事業実施主体：都道府県・市町村
※想定支援個所数：10自治体程度 (フードバンク等支援関係)

食品アクセス緊急対策事業 (農林水産省)

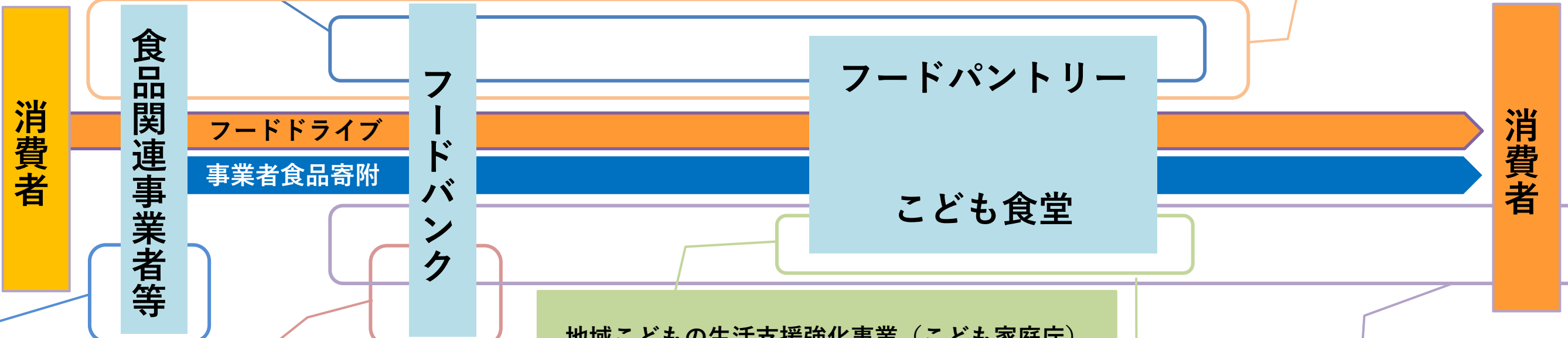
円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者 (都道府県、市町村、社会福祉協議会、生産者、食品事業者、NPO、フードバンク・子ども食堂・子ども宅食等) が連携して組織する協議会の設置や地域における食品アクセスの現状・課題の調査、課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する。

※事業実施主体：団体 (都道府県、市町村、農業協同組合、消費生活協同組合、社会福祉協議会等)
※想定支援個所数：10地域

共通API等を用いた地域単位での食品寄附データ統合モデル事業 (消費者庁)

企業や自治体、フードバンク、子ども食堂などが有している食品寄附に係るデータについて、モデル地域において、APIを通じたデータ連携・マッチングを行い、データ連携によって食品寄附を促進するモデルケースを構築する。

※事業実施主体：民間団体
※想定支援個所数：1～2地域



食品ロス削減緊急対策事業 食品ロス削減総合対策事業 (農林水産省)

- ①食品衛生管理水準の向上や効率的な配送システムの構築等フードバンク活動の強化に向け専門家派遣等のサポートを実施する。
- ②大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援する。

※事業実施主体：民間団体
※想定支援個所数：①70団体、②31団体

地域こどもの生活支援強化事業 (子ども家庭庁)

多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。

26

※事業実施主体：都道府県・市町村
※想定支援個所数：184自治体程度 (地域子供の未来応援交付金、令和4年度実績)

ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 (子ども家庭庁)

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

※事業実施主体：民間団体
※想定支援個所数：7団体程度

重層的支援体制整備事業 (厚生労働省)

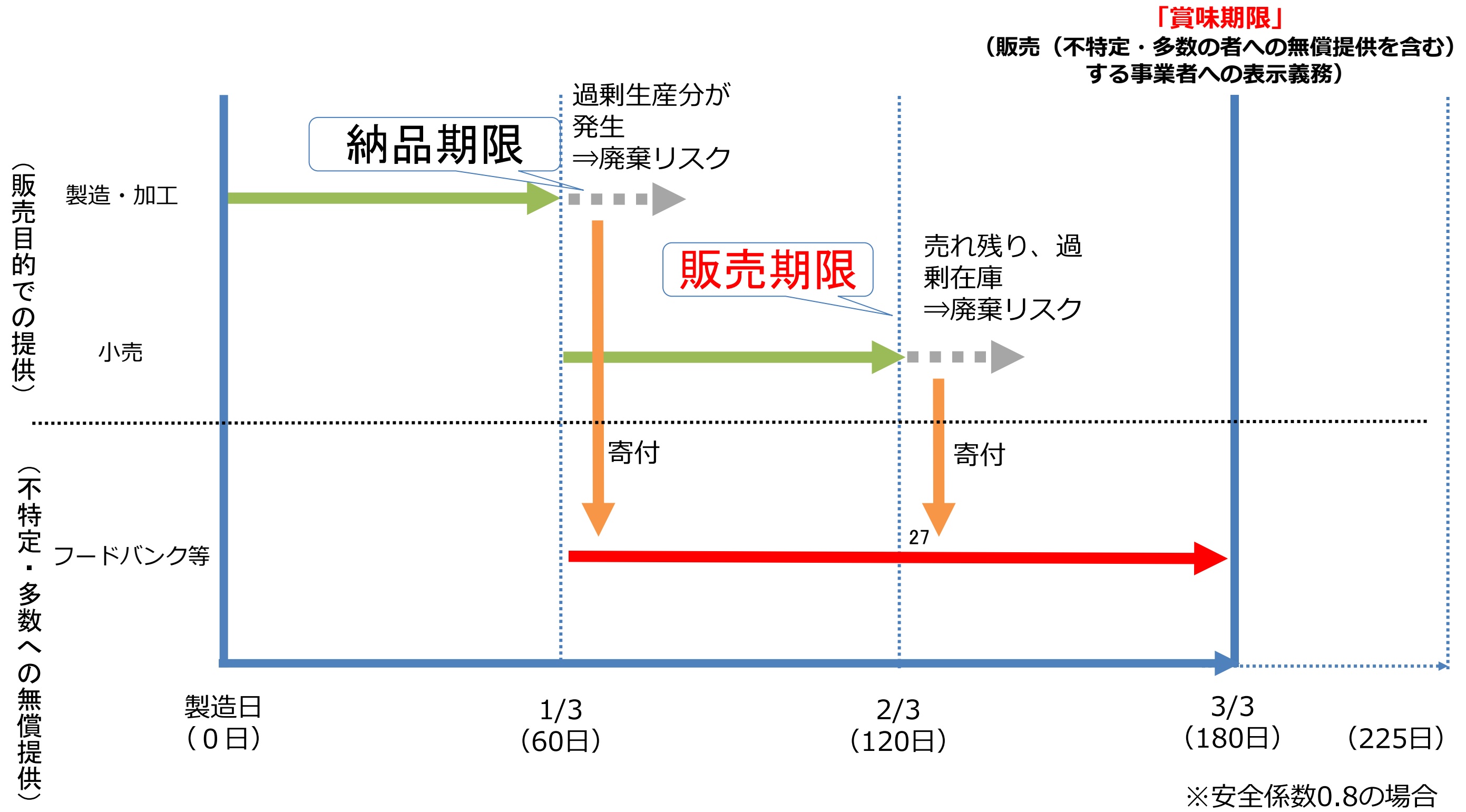
地域住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、フードバンク団体等と、地方自治体 (子ども・高齢者・障害者・困窮者支援の関係機関) や他の支援団体等との連携・協働を促進する。

※事業実施主体：市町村 (フードバンク団体や子ども食堂等を含む様々な支援団体と連携)
※想定支援個所数：重層事業実施自治体数 (※令和5年度189)

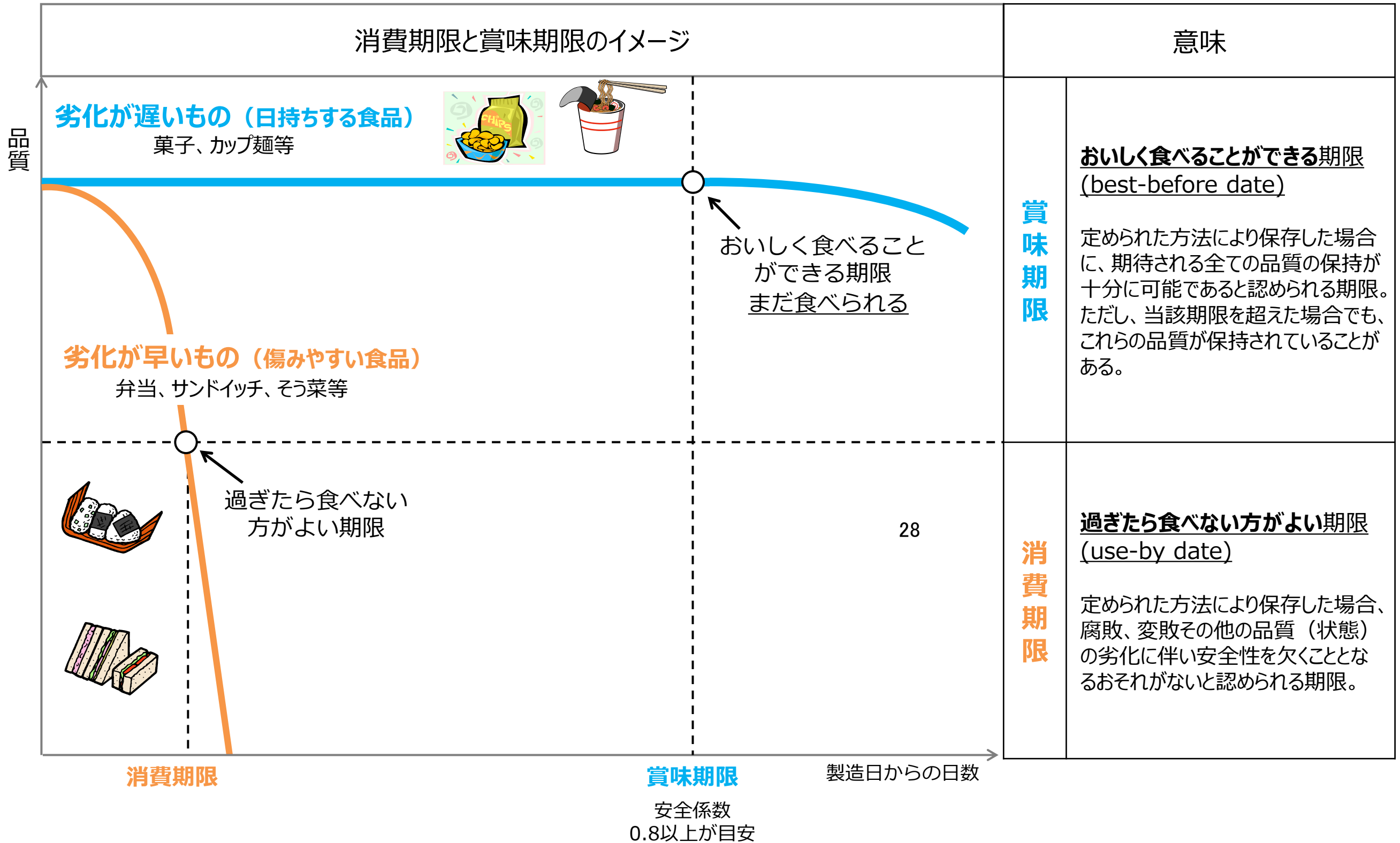
税制上の取扱いの周知 (農林水産省、消費者庁)

食品寄附を行う場合の輸送費等のコストを損金算入できる税制上の取扱いを食品関連事業者等に周知する。

加工食品の「賞味期限」といわゆる「三分のルール」との関係

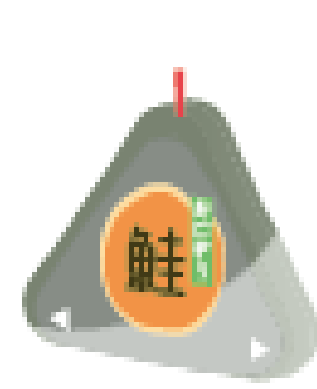


○ 食品の期限表示（賞味期限・消費期限）について



○ 食品表示について

国産農産物を選択することは、国内の農業を応援し、安心安全な食を守ることに繋がります



名称		その内容を表す一般的な名称を記載
原産地	農産物	国産品は都道府県名を記載 輸入品は原産国名を記載
	畜産物	国産品は国産である旨を記載 輸入品は原産国名を記載
	水産物	国産品は漁獲した水域名又は地域名を記載 (水域名の記載が困難な場合は水揚げした港名 又は港が属する都道府県名) 輸入品は原産国名

名称	牛豚合挽肉
原材料名	牛肉(国産)、豚肉(国産)
内容量	100g
消費期限	2022.5.31
保存方法	4℃以下で保存
加工者	〇〇株式会社 千葉県〇〇市〇〇



食品表示を活用し、国内産の商品を選びましょう。
そのことが、国内の農業農村を守り、未来の子供たちが安心して暮らせることにつながります。

○ 第4次食育推進基本計画

第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月31日 食育推進会議決定

食育基本法（平成17年法律第63号(衆法)）

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議（食育基本法第26条）

会長：農林水産大臣
委員：関係する国務大臣
民間有識者

食育推進評価専門委員会

（食育推進会議会長決定）

構成員：食育推進会議の民間有識者等

食育推進基本計画 （食育基本法第16条）

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

<食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）約523万トン(令和3年度)
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

1. 重点事項

<重点事項>

国民の健康の視点
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

連携

<重点事項>

社会・環境・文化の視点

持続可能な食を支える食育の推進

<横断的な重点事項>

新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

横断的な視点

2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方
2. 食育の推進に当たっての目標（16目標・24目標値）

第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

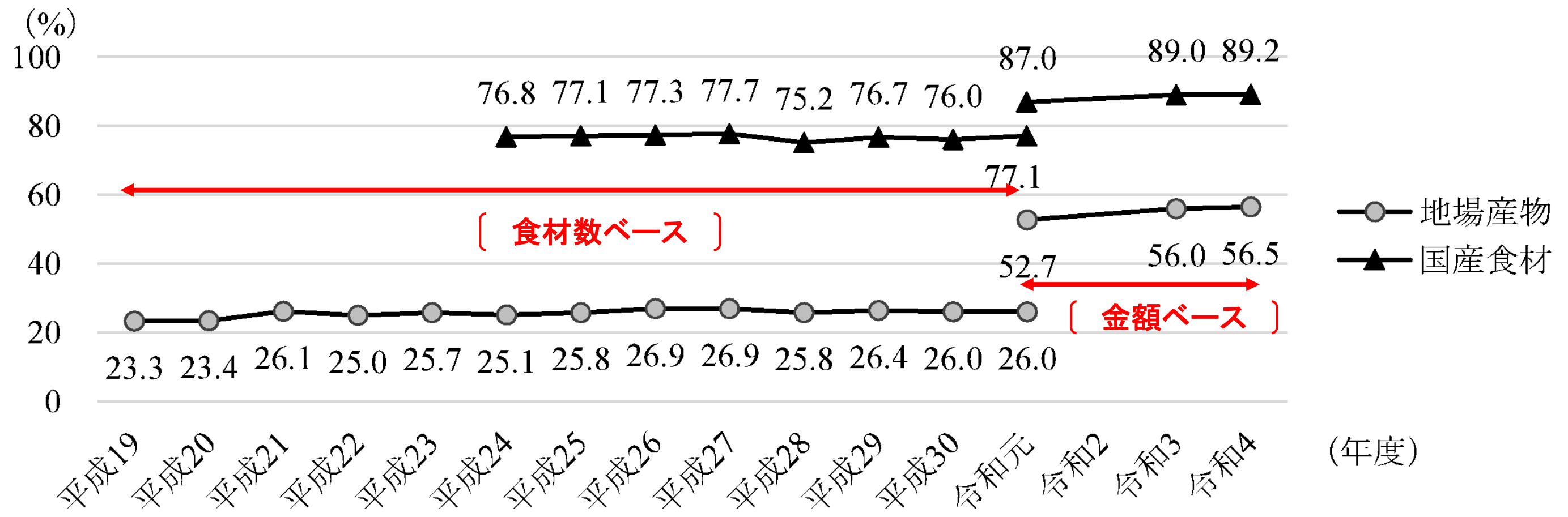
- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

○ 学校給食の地場産物・国産食材の利用について

- 学校給食における**国産食材**や**地場物**の利用は微増。
- 文部科学省は、令和3年度から「**学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業**」で**経費補助**を開始。

学校給食における地場産・国産食材の使用率の推移

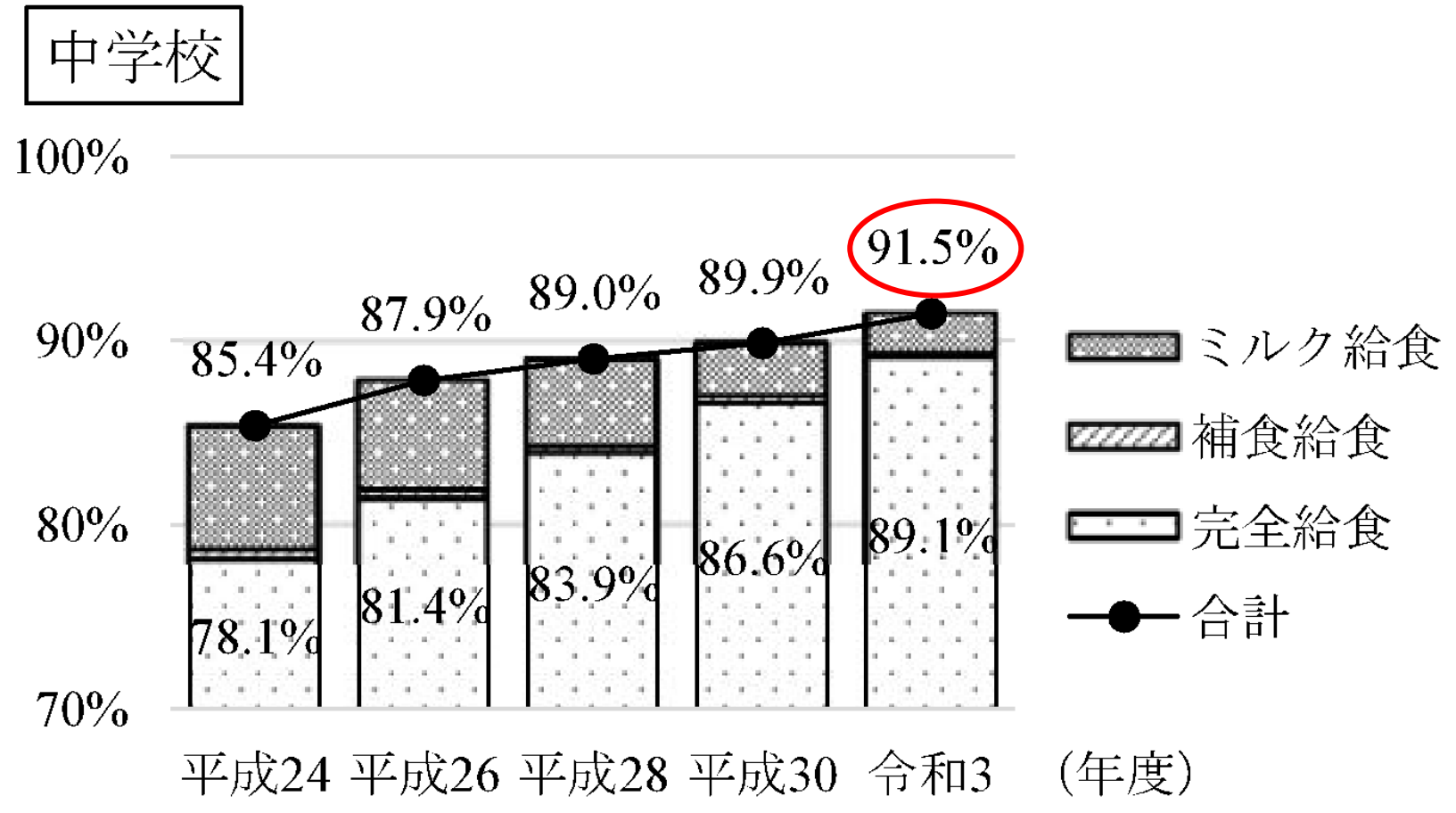
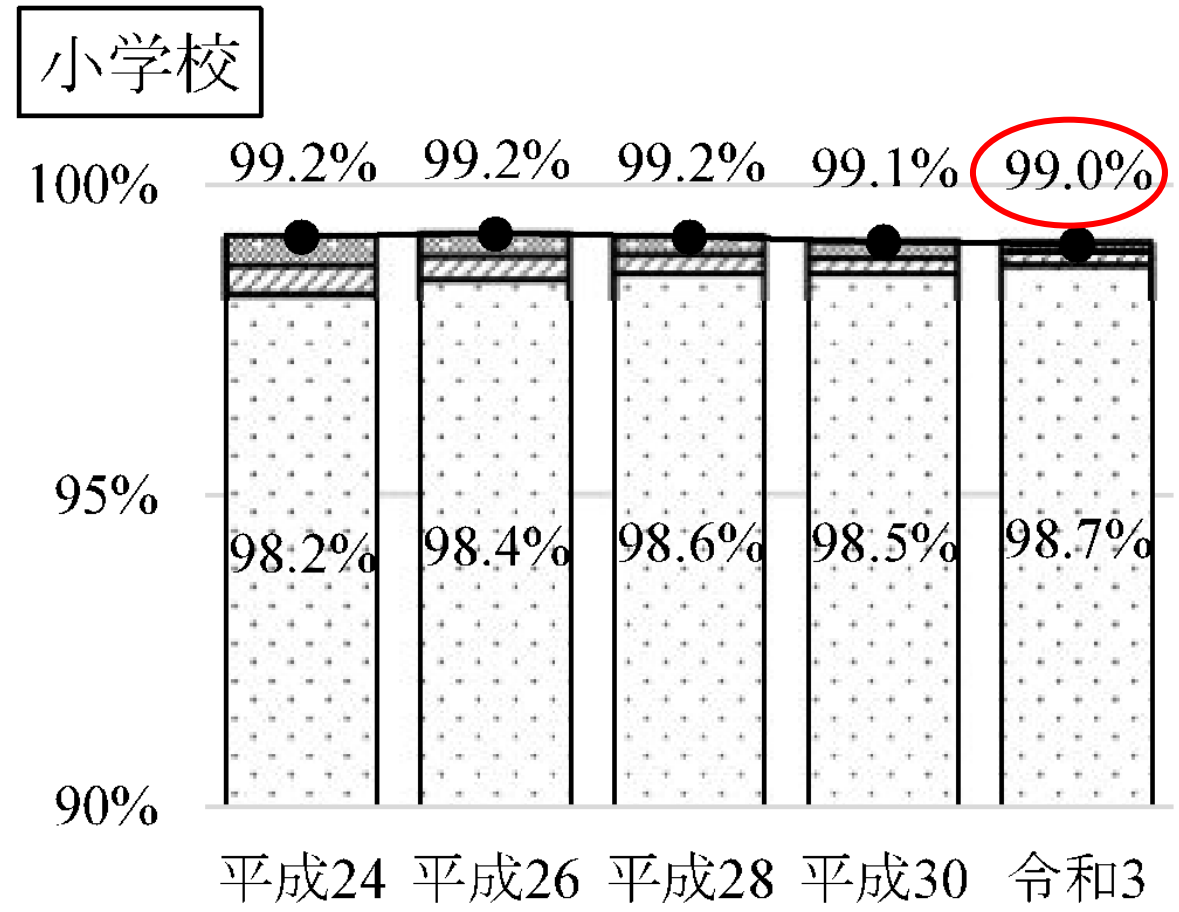


(注) 令和元 (2019) 年度までは食材数ベース、令和元 (2019) 年度以降は金額ベース (令和元 (2019) 年度は併存)。令和2 (2020) 年度は調査未実施。
 (出典) 「学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合 (令和4年度)」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20230329-mxt_kenshoku-000020838_1.pdf>; 「学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合」(令和3年度) 同 <https://www.mext.go.jp/content/20231031-mxt_kenshoku-000020838-1.pdf>; 「学校給食栄養報告 結果の概要」(平成25年度～令和元年度) 同 <https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/gaiyou/1296448.htm>; <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/gaiyou/1296448.htm> の各調査結果 (平成25 (2013) ~29 (2017) 年度は国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) により保存されたページ) を基に筆者作成。

○ 小・中学校における学校給食の実施率の推移

(平成24(2012)～令和3(2021)年度)

- 学校給食法上、学校給食の実施は義務でなく、学校設置者の努力義務。
- 令和3(2021)年5月1日現在、学校給食実施率(学校数ベース)は、**小学校で99.0%、中学校で91.5%**。近年、中学校の実施率が上昇傾向。



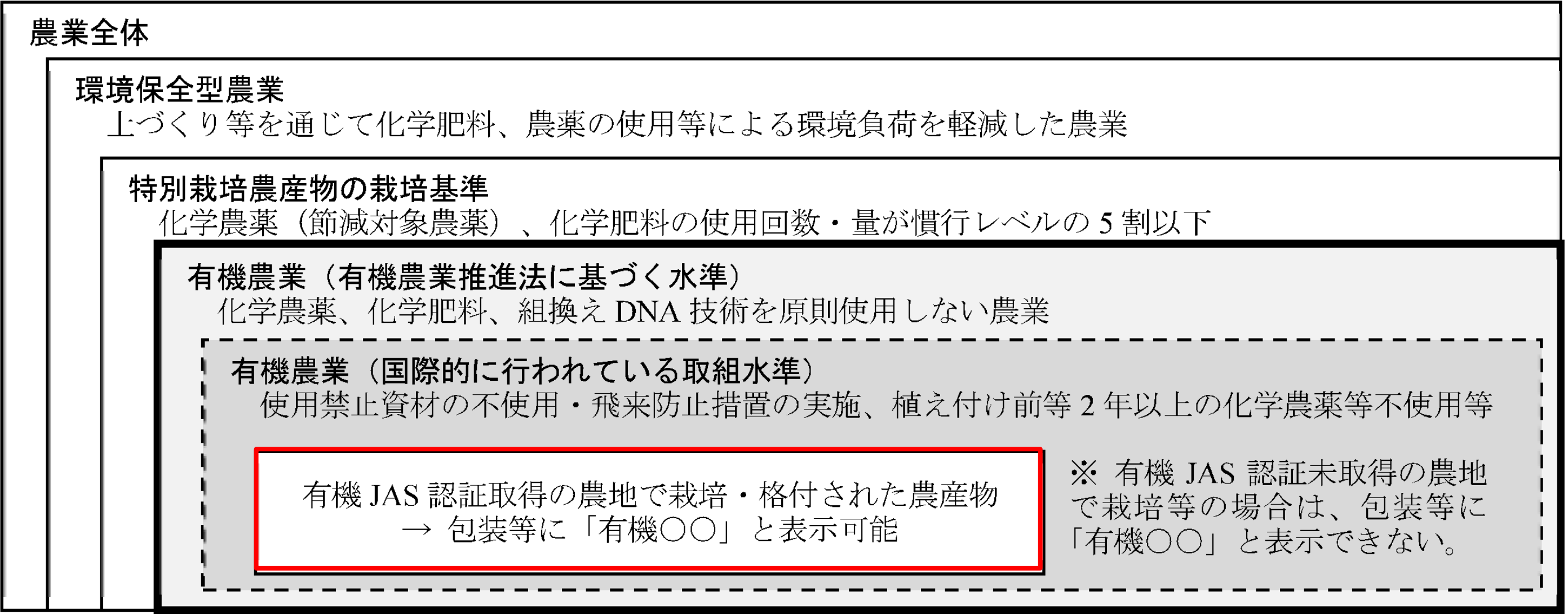
(注1) 各年5月1日現在における割合(学校数ベース)。義務教育学校、中等教育学校(前期課程)は含まない。
 (注2) 「完全給食」は給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他食品を含む。)、ミルク及びおかずである給食、「補食給食」は完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食、「ミルク給食」は給食内容がミルクのみである給食を指す。
 (出典) 文部科学省「学校給食実施状況等調査」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400802&tstat=000001016540>>のうち平成24(2012)～令和3(2021)年度のデータを基に筆者作成。

○ 有機給食について

- ・ 学校給食に有機食材を使っている市町村は、**2020年度は123だったが、2022年度には193に増加。**
- ・ アンケートによれば、**学校給食に有機食材を取り入れることの意義については、地域農業への貢献、安全な食材の提供、子どもの食農教育の推進が多数。**

(出典)「学校給食における有機農産物等の活用」(国立国会図書館調査及び立法考査局)

図2 有機農業・特別栽培農産物・環境保全型農業の関係



(出典) 農林水産省農産局農業環境対策課「有機農業をめぐる事情」2024.3, p.1. <<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/attach/pdf/index-52.pdf>> を基に筆者作成。